

世田谷区公報

目次

条 例

○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例（78）	3
○世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例（79）	3
○世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例（80）	3
○世田谷区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（81）	3
規 則	
○世田谷区組織規則の一部を改正する規則（38）	4
○池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続きに関する規則の一部を改正する規則（39）	5
○世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則（40）	6
○世田谷区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（41）	6
○世田谷区公印規則の一部を改正する規則（42）	6
○世田谷区規則における押印の省略に関する規則の一部を改正する規則（43）	7
○世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則（44）	7
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（45）	7
○世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則（46）	7
○世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則（47）	7
○世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則（48）	7
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則（49）	8
○世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則（50）	8
○世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則の一部を改正する規則（51）	8
○世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（52）	8
○世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（53）	8
○世田谷区児童相談所長委任規則の一部を改正する規則（54）	8
○世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部	

を改正する規則（55）	8
○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（56）	8
○世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（57）	8
○世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（58）	9
○世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則（59）	9
○世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則（60）	9
○世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則（61）	10
○世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則（62）	14
○世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則（63）	14
○世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（64）	15
○世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（65）	15
○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則（66）	15
○世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則（67）	18
○世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則（68）	19
○世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則（69）	20
○世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則（70）	20
訓 令 甲	
○世田谷区総合支所処務規程の一部改正（6）	21
○世田谷区保健所処務規程の一部改正（7）	22
○世田谷区公文書管理規程の一部改正（8）	22
○職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正（9）	22
告 示	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（130）	22
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（131）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（132）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（133）	23
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（134）	23
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示（135）	23
○児童福祉法に基づく指定小児慢性	

特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（136）	23
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示（137）	23
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示（138）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（139）	23
○地方自治法に基づく予算の公表（140）	23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（141）	23
○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示（142）	24
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示（143）	24
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示（144）	24
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示（145）	24
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示（146）	24
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示（147）	24
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立大蔵運動公園の区域変更の告示（148）	24
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立岡本静嘉堂緑地の区域変更の告示（149）	24
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立成城みつ池北緑地の区域変更の告示（150）	24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（151）	24
○世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示（152）	25
○令和6年4月1日世田谷区告示第245号の一部を訂正する告示（153）	25
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（154）	25
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（155）	25
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（156）	25
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（157）	25
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（158）	25
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（159）	25
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示（160）	25
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区	

世田谷区公報

道指定の告示（161）……………25	支援事業者の指定の告示（189）……………29	告示（216）……………32
○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（162）……………25	○介護保険法に基づく指定介護予防 支援事業者の指定の告示（190）……………29	○世田谷区立公園条例に基づく世田 谷区立玉川野毛町公園の区域変更 の告示（217）……………32
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（163）……………26	○令和6年4月1日世田谷区告示第 217号の一部を訂正する告示（191）……………29	○地方自治法に基づく予算の公表 （218）……………32
○建築基準法に基づく道路位置指定 の取消しの告示（164）……………26	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（192）……………29	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（219）……………32
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（165）……………26	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の一部廃止 の告示（193）……………29	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（220）……………32
○道路法に基づく特別区道路線の供 用開始の告示（166）……………26	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（194）……………29	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（221）……………32
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（167）……………26	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（195）……………29	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（222）……………32
○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の一部廃止 の告示（168）……………26	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の廃止の告 示（196）……………29	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（223）……………32
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（169）……………26	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（197）……………30	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（224）……………32
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（170）……………26	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（198）……………30	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の一部廃止 の告示（225）……………33
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（171）……………26	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更の告示（199）……………30	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の指定の告 示（226）……………33
○車両制限令に基づく自動車の交通 量が極めて少ないと認める特別区 道指定の告示（172）……………27	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（200）……………30	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の指定の告 示（227）……………33
○世田谷区みどりの基本条例に基づ く保存樹木等の指定解除の告示 （173）……………27	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（201）……………30	○平成22年4月30日世田谷区告示第 335号の全部を訂正する告示（228）……………33
○世田谷区みどりの基本条例に基づ く保存樹木等の指定解除の告示 （174）……………27	○介護保険法に基づく指定介護予防 支援事業の廃止の届出の告示（202）……………30	○平成22年4月30日世田谷区告示第 336号の全部を訂正する告示（229）……………49
○地方自治法に基づく指定公金事務 取扱者の所在地の変更の告示（175）……………27	○介護保険法に基づく指定介護予防 支援事業者の指定の告示（203）……………30	○平成22年4月30日世田谷区告示第 337号の全部を訂正する告示（230）……………51
○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の供用開始 の告示（176）……………27	○介護保険法に基づく指定地域密着 型サービス事業者の指定の告示 （204）……………30	○平成22年4月30日世田谷区告示第 338号の全部を訂正する告示（231）……………57
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（177）……………27	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更の告示（205）……………30	○令和6年4月1日世田谷区告示第 232号の一部を訂正する告示（232）……………58
○道路法に基づく特別区道路線の供 用開始の告示（178）……………27	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（206）……………30	○令和6年4月1日世田谷区告示第 243号の一部を訂正する告示（233）……………58
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（179）……………27	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理水路の廃止の告示 （207）……………31	○世田谷区みどりの基本条例に基づ く保存樹木等の指定解除の告示 （234）……………58
○世田谷区公契約の労働報酬上限額 について（180）……………27	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（208）……………31	○世田谷区みどりの基本条例に基づ く保存樹木等の指定の告示（235）……………58
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（181）……………28	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（209）……………31	○世田谷区みどりの基本条例に基づ く保存樹木等の指定解除の告示 （236）……………58
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（182）……………28	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（210）……………31	公 告
○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（183）……………28	○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更の告示（212）……………31	○都市計画法に基づく開発行為に関 する工事の完了公告（21）……………58
○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（184）……………28	○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（213）……………31	○都市計画法に基づく開発行為に関 する工事の完了公告（22）……………59
○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 の告示（185）……………28	○介護保険法に基づく指定地域密着 型サービス事業及び指定地域密着 型介護予防サービス事業の廃止の 届出の告示（214）……………31	○都市計画法に基づく開発行為に関 する工事の完了公告（23）……………59
○世田谷区公共物管理条例施行規則 に基づく区管理道路線の区域変更 及び供用開始の告示（186）……………28	○介護保険法に基づく指定地域密着 型サービス事業者の指定の告示 （215）……………31	○土地収用法第42条第1項の規定に よる裁決申請書及びその添付書類 の写し並びに同法第47条の3第1 項に規定する書類並びに同法第47 条の4第1項の規定による書類の 写しの送付に伴う関係図書縦覧の 公告（24）……………59
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（187）……………29	○子ども・子育て支援法に基づく子 ども・子育て支援施設等の確認の	○世田谷区立障害者福祉施設条例に 基づく世田谷区立障害者福祉施設 の指定管理者の指定の告示（25）……………59
○道路法に基づく特別区道路線の区 域変更及び供用開始の告示（188）……………29		○世田谷区立区民会館条例に基づく
○介護保険法に基づく指定居宅介護		

世田谷区立世田谷区民会館の指定 管理者の指定の公告（26）……………59	告 示（監） ○地方自治法に基づく令和 6 年度定 期監査の結果に基づき講じた措置 の公表の告示（3）……………65	第15条の12第1号中「100分の2.8」を「100 分の2.69」に改め、同条第2号中「16,500円」 を「16,800円」に改める。 第15条の16中「240,000円」を「260,000円」 に改める。 第16条の4第1号中「100分の2.36」を「100 分の2.25」に、「100分の62」を「100分の61」 に改め、同条第2号中「16,500円」を「16,600 円」に、「100分の38」を「100分の39」に改 める。 第19条の2各号列記以外の部分中 「650,000円」を「660,000円」に、「240,000 円」を「260,000円」に改め、同条第1号ア 中「34,370円」を「33,110円」に改め、同号 イ中「11,550円」を「11,760円」に改め、同 号ウ中「11,550円」を「11,620円」に改め、 同条第2号中「295,000円」を「305,000円」 に改め、同号ア中「24,550円」を「23,650円」 に改め、同号イ中「8,250円」を「8,400円」 に改め、同号ウ中「8,250円」を「8,300円」 に改め、同条第3号中「545,000円」を 「560,000円」に改め、同号ア中「9,820円」 を「9,460円」に改め、同号イ中「3,300円」 を「3,360円」に改め、同号ウ中「3,300円」 を「3,320円」に改める。 第19条の4第1号ア中「7,365円」を「7,095 円」に改め、同号イ中「12,275円」を「11,825 円」に改め、同号ウ中「19,640円」を「18,920 円」に改め、同号エ中「24,550円」を「23,650 円」に改め、同条第2号ア中「2,475円」を 「2,520円」に改め、同号イ中「4,125円」を 「4,200円」に改め、同号ウ中「6,600円」を 「6,720円」に改め、同号エ中「8,250円」を 「8,400円」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施 行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の第15条の4、 第15条の8、第15条の12、第15条の16、 第16条の4、第19条の2及び第19条の4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保 険料について適用し、令和 6 年度以前の 年度分の保険料については、なお従前の 例による。
○予防接種法及び予防接種法施行令 に基づく予防接種実施の公告（27）…60	条 例 次に掲げる条例を公布する。 令和 7 年 3 月 31 日 世田谷区長 保 坂 展 人	世田谷区議会委員会条例の一部を改正する 条例 世田谷区特別区税条例の一部を改正する 条例 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正 する条例 世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例
規 則（教） ○世田谷区教育委員会会計年度任用 講師の任用等に関する規則の一部 を改正する規則（5）……………60	世田谷区特別区税条例の一部を改正 する条例 世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世 田谷区条例第74号）の一部を次のように改 正する。 第46条の2第2項中「次項」を「第4項」 に改め、「運転免許証」という。）の次に「又 はこれらの者の特定免許情報（同法第95条 の2第2項に規定する特定免許情報をいう。 次項において同じ。）が記録された免許情報 記録個人番号カード（同条第4項に規定す る免許情報記録個人番号カードをいう。以 下この項、次項及び第4項において同じ。）」 を加え、同項ただし書中「運転免許証」の 次に「又は免許情報記録個人番号カード」 を加え、同条第5項を第6項とし、第4 項を第5項とし、同条第3項中「前項」を 「第2項」に改め、「運転免許証」の次に「又 は免許情報記録個人番号カード」を加え、 同項を同条第4項とし、同条第2項の次に 次の1項を加える。 3 前項の場合において、免許情報記録個 人番号カードを提示したときは、当該免 許情報記録個人番号カードに記録された 特定免許情報を確認するために必要な措 置を受けなければならない。 附 則 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行 する。	世田谷区議会委員会条例の一部を改 正する条例 世田谷区議会委員会条例（昭和40年 4 月 世田谷区条例第28号）の一部を次のよう に改正する。 第2条第2項第2号及び第4号中「、拠 点整備担当課」を削る。 附 則 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行 する。
○世田谷区教育委員会非常勤職員の 設置に関する規則の一部を改正す る規則（6）……………60	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区学校給食費に関する規則 の一部を改正する規則（7）……………60	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○幼稚園教育職員の勤務時間、休 日、休暇等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則（8）……………60	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○幼稚園教育職員の期末手当に関す る規則の一部を改正する規則（9）…61	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関す る規則の一部を改正する規則（10）…61	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区立認定こども園保育料条 例施行規則の一部を改正する規則 （11）……………61	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区教育委員会事務局組織規 則の一部を改正する規則（12）……………62	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区教育委員会会計年度任用 職員の設置に関する規則の一部を 改正する規則（13）……………62	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区立図書館館則の一部を改 正する規則（14）……………62	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○学校教育に供する電子計算組織の 運営に関する規則の一部を改正す る規則（15）……………62	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
告 示（教） ○世田谷区教育委員会会計年度任用 職員の報酬の額に関する規程の一 部改正（2）……………62	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
訓 令 甲（議長） ○世田谷区議会個人情報保護条例施 行規程の一部改正（1）……………64	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区議会事務局非常勤職員規 程の一部改正（2）……………64	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
告 示（選） ○公職選挙法に基づく選挙人名簿か らの抹消の告示（2）……………64	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○地方自治法、市町村の合併の特例 に関する法律及び地方教育行政の 組織及び運営に関する法律に基づ く令和 7 年 3 月 3 日調製の選挙人 名簿登録者総数の50分の1の数、 6 分の1の数及び40万を超える数 に 6 分の1 を乗じて得た数と40万 に 3 分の1 を乗じて得た数とを合 算して得た数の告示（3）……………64	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○公職選挙法に基づく選挙人名簿の 抄本及び在外選挙人名簿の抄本の 閲覧状況の告示（4）……………64	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区選挙管理委員会会計年度 任用職員の報酬の額の告示（5）…65	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
○世田谷区選挙管理委員会規程に基 づく世田谷区選挙管理委員会の委 員長選挙の告示（6）……………65	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。
告 示（農） ○農業委員会等に関する法律に基づ く農業委員会総会の開催の告示 （3）……………65	世田谷区国民健康保険条例の一部を 改正する条例 世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11 月世田谷区条例第14号）の一部を次のよう に改正する。 第15条の4第1号中「100分の8.69」を「100 分の7.71」に、「100分の63」を「100分の62」 に改め、同条第2号中「49,100円」を「47,300 円」に、「100分の37」を「100分の38」に改 める。 第15条の8中「650,000円」を「660,000円」 に改める。	世田谷区議会個人情報保護条例の一部を 改正する条例 世田谷区議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月世田谷区条例第26号）の一部を次の ように改正する。 第2条第10項中「以下」を「第12条第5 項において」に、「第2条第8項」を「第2 条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項、第12条第5項の表、第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項ただし書及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 令和7年6月1日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和7年3月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第38号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第39号

池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項の表地域包括ケア担当参事の項を次のように改める。

地域包括ケア担当参事

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に係る領域内の調整に関すること。
- (2) 多機関協働事業の推進に関すること。

(3) 保健福祉特別支援チームの運営に関すること。

(4) 保健福祉センターの業務改善に関すること。

第11条第1項の表環境政策部の項中「環境計画課」を「環境政策課」に、「環境・エネルギー施策推進課」を「気候危機対策課」に改め、同表経済産業部の項中「工業・ものづくり・雇用促進課」を「工業・建設業・雇用促進課」に改める。

第16条第1項の表政策企画課の部調整係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部政策企画担当係長の項に次の1号を加える。

(9) 自治権拡充及び地方分権に関すること。

第17条の2の表災害対策課の部災害対策担当係長の項第8号中「職員配備態勢」を「職員非常配備態勢」に改め、同項第9号中「防災情報通信システム」を「防災情報システム」に改め、同項第19号中「及び決算の事務並びに」を「、決算及び」に改める。

第19条の表市民活動推進課の部調整係の項第8号を次のように改める。

(8) 災害支援金に係る寄附金の募集及び被災地への当該寄附金の寄贈に関すること。

第19条の表市民活動推進課の部調整係の項中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、同表人権・男女共同参画課の部人権・男女共同参画担当係長の項第5号中「推進」を「計画」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 人権・犯罪被害者等支援担当係長に属しないこと。

第19条の表人権・男女共同参画課の部人権・男女共同参画担当係長の項第9号を削り、同部に次のように加える。

人権・犯罪被害者等支援担当係長

- (1) 犯罪被害者等の支援等に関すること。
- (2) 人権施策の推進に関すること。
- (3) 平和資料館との連絡調整に関すること。

第19条の2の表地域行政課の部地域行政担当係長の項中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、第11号の次に次の4号を加える。

- (2) 地縁団体の認可に関すること。
- (3) 認可地縁団体の印鑑登録及び印鑑登録証明に関すること。
- (4) 町会・自治会会館建設等助成金の交付の調整に関すること。
- (5) 町会及び自治会の連合会に関すること。

第19条の4の表環境計画課の部中「環境計画課」を「環境政策課」に改め、同部環境計画担当係長の項中「環境計画担当係長」を「環境政策担当係長」に改め、同項第12号中「及び気候危機対策行動推進担当係長」を削り、同号を同項第14号とし、同項第11号中「及び決算の事務並びに」を「、決算

及び」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 気候市民会議に関すること。

(12) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。

第19条の4の表環境計画課の部気候危機対策行動推進担当係長の項を削り、同表環境・エネルギー施策推進課の部中「環境・エネルギー施策推進課」を「気候危機対策課」に改め、同部事業担当係長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「(自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることを除く。)」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(10) 脱炭素地域づくり担当係長に属しないこと。

第19条の4の表環境・エネルギー施策推進課の部に次のように加える。

脱炭素地域づくり担当係長

(1) 自治体間連携事業に係る調整に関すること。

(2) 脱炭素地域づくりに係る調整に関すること。

第20条の表経済課の部経済担当係長の項第10号を次のように改める。

(10) 産業活性化拠点に関すること。

第20条の表工業・ものづくり・雇用促進課の部中「工業・ものづくり・雇用促進課」を「工業・建設業・雇用促進課」に改め、同部工業・ものづくり・雇用促進担当係長の項中「工業・ものづくり・雇用促進担当係長」を「工業・建設業・雇用促進担当係長」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 産業活性化拠点の施設の調整に関すること。

第21条の表管理課の部調整係の項第11号を削り、同項第12号中「事務調整担当係長」を「課内他の担当係長」に改め、同号を同項第11号とし、同部に次のように加える。

施設整備担当係長

(1) 清掃・リサイクル施設の再整備等に関すること。

第21条の表事業課の部事業担当係長の項に次の1号を加える。

(9) 清掃・リサイクル事業に係る計画、調整及び進行管理に関すること。

第21条の表事業課の部計画担当係長の項を削る。

第22条の表保健福祉政策課の部計画担当係長の項中「計画担当係長」を「保健福祉計画担当係長」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 保健福祉特別支援チームの運営に関すること。

第22条の表生活福祉課の部管理係の項を削り、同部生活福祉担当係長の項中第17号を第23号とし、第1号から第16号までを6号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第6号までとして次の6号を加える。

(1) 成年後見制度に係る事務の連絡調整に関すること。

- (2) 共同募金に関すること。
- (3) 民生委員推薦会に関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員の活動の連絡調整に関すること。
- (5) 社会福祉法人世田谷ボランティア協会の援助等に関すること。
- (6) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

第22条の2の表高齢福祉課の部計画担当係長の項の次に次のように加える。

介護人材担当係長

- (1) 介護人材の確保、育成及び定着支援に関する事業の実施及び調整に関すること。

第23条の表子ども・若者支援課の部管理係の項第6号中「子ども基金」を「子ども・若者基金」に改め、同部計画担当係長の項第2号中「子ども・子育て会議」を「子ども・若者・子育て会議」に改め、同部子どもの人権擁護担当係長の項中「子どもの人権擁護担当係長」を「子どもの権利擁護担当係長」に改め、同項第1号中「人権」を「権利」に改め、同項第2号中「子どもの人権擁護機関」を「子どもの権利擁護機関」に改め、同部若者支援担当係長の項中「若者支援担当係長」を「事業担当係長」に改め、同項第2号中「子ども・青少年協議会」を「子どもの権利委員会」に改め、同項第3号中「若者」を「子ども・若者」に改める。

第24条第1項の表建築審査課の部建築審査担当係長の項第1号中「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改め、同項中第12号を第13号とし、同項第11号中「関すること」の次に「(建築の構造及び設備に関することを除く。)」を加え、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定（外皮基準に関するものに限る。）に関すること（申請の受付に関することを除く。）。)

第24条第1項の表建築審査課の部構造審査担当係長の項第1号中「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 指定確認検査機関に対する立入検査に関すること（建築の構造に関することに限る。）。)

第24条第1項の表建築審査課の部設備審査担当係長の項第1号中「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改め、同項第6号中「適合性判定」の次に「(外皮基準に関するものを除く。)」を加え、「認定等」を「認定」に改め、同項に次の1号を加える。

- (8) 指定確認検査機関に対する立入検査に関すること（建築の設備に関することに限る。）。)

第24条第2項の表建築安全課の部を削り、同表に次のように加える。

建築安全課

建築安全担当係長

- (1) 建築物安全安心推進協議会の運

営に関すること。

- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書及び通知書（建築工事に係るものに限る。）の受理に関すること。
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく立入検査、命令等に関すること。
- (4) 飲食店及び風俗営業店に係る調査及び通知に関すること。
- (5) 特定建築物及び特定建築設備（次号において「特定建築物等」という。）の定期報告に関すること。
- (6) 特定建築物等の定期報告後の現場調査、摘発、是正指導及び行政処分に関すること。
- (7) 定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の閲覧に関すること。
- (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第3号及び第4号に基づくマンションの除却の必要性に係る審査に関すること。
- (9) 課内他の担当係長に属しないこと。

空家・老朽建築物対策担当係長

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法による調査及び措置並びに空家等対策計画に関すること。
- (2) 世田谷区空家等の対策の推進に関する条例による建築物等調査、措置及び空家等対策の調整に関すること。
- (3) 世田谷区空家等対策審査会に関すること。
- (4) 保安上危険な建築物等に対する措置に関すること。

監察担当係長

- (1) 違反建築の防止及び建築基準法等の違反者の告発に関すること。
- (2) 違反建築物等の調査、摘発、是正指導及び行政処分に関すること。
- (3) 違反建築物の除却等の行政代執行に関すること。

建築線・狭あい道路整備担当係長

- (1) 建築基準法による道路位置の指定及び道路の調査に関すること。
- (2) 狭あい道路拡幅整備事業に関すること。
- (3) 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

池尻 2 丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則の一部を改正する規則

池尻 2 丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則（令和 7 年 2 月世田谷区規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 16 条」を「第 19 条」に改める。

第 17 条を第 20 条とし、第 16 条の次に次の 3 条を加える。

（督促）

第 17 条 区長は、利用者が第 15 条の利用料又は前条第 1 項のキャンセル料（以下これらを「利用料等」という。）を区長が指定する日（以下「納期限」という。）までに納付しないときは、納期限の属する月の翌月の末日までに督促状を発して督促するものとする。

2 前項の督促状には、その発する日から 15 日以内において納付すべき期限を指定するものとする。

（延滞金の額及び徴収方法）

第 18 条 区長は、利用料等について前条の規定による督促をした場合においては、当該利用料等の額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、確定した延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（延滞金額の減免）

第 19 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定による延滞金額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 利用料等を納付すべき利用者が災害により納期限までに納付できなかったとき。
- (2) 利用料等の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき利用者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない理由があると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第 40 号

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 41 号

世田谷区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 42 号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 43 号

世田谷区規則における押印の省略に関する規則の一部を改正する規則

世 田 谷 区 公 報

世田谷区規則第44号
世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第45号
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第46号
世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第47号
世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第48号
世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第49号
生活保護法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第50号
世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第51号
世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第52号
世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第53号
世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第54号
世田谷区児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第55号
世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第56号
世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第57号
世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第58号
世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第59号
世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第60号
世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第61号
世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第62号
世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第63号
世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第64号
世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第65号
世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第66号
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第67号
世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第68号
世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第69号
世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第70号
世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年 4 月世田谷区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「教育研究・I C T推進課長」を「教育D X推進担当課長」に改める。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年 1 月世田谷区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「区長の定めるところにより」を「他の方法により当該書面等における必要事項を確認することができる」と認めるときは」に改める。

第 4 条を次のように改める。
（電子署名等）

第 4 条 条例第 3 条第 4 項に規定する規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 前条第 1 項の申請等において入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次のいずれかに該当するものと併せて区長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が指定する電子証明書

(2) 前条第 1 項の申請等に当たって、識別番号及び暗証番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、区長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること。

(3) 区の機関が前条第 1 項の申請等をする場合において、世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年 4 月世田谷区規則第47号）第 2 条第 5 号に規定する電子計算組織を使用すること。

第 5 条第 2 項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 区の機関に対して処分通知等を行う場合において、世田谷区電子計算組織の運営に関する規則第 2 条第 5 号に規定する電子計算組織を使用して行うとき。

(2) 申請等に基づく処分通知等を行うとき（第三者による電子署名の検証が必要と認められるときを除く。）。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

第 1 条 世田谷区公印規則（平成元年 3 月世田谷区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の部23の項中「環境計画課長」を「環境政策課長」に改め、同部中80の項を削り、79の項を80の項とし、45の項から78の項までを 1 項ずつ繰り下げ、44の項の次に次のように加える。

45	同	同	介護予防事務用	介護予防・地域支援課長
別表 6 の部中68の項を削り、69の項を68の項とし、70の項から72の項までを 1 項ずつ繰り上げる。			第 2 条 世田谷区公印規則の一部を次のように改正する。 別表 4 の部中84の項を85の項とし、 6	の項から83の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同部 5 の項の次に次のように加える。

6	同	同	地域生活安全事務用	地域生活安全課長
附 則 この規則中第 1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。 世田谷区規則における押印の省略に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区規則における押印の省略に関する規則(令和 3 年 2 月世田谷区規則第 17 号)の一部を次のように改正する。 第 1 条を次のように改める。 (目的) 第 1 条 この規則は、世田谷区の規則（世田谷区議会規則、世田谷区教育委員会規則及び世田谷区農業委員会規則を除く。以下「区規則」という。）により区民等に押印を求めることとしている申請書、申込書、届出書その他の文書（以下「申請書等」という。）及び区規則により公印を押印することとしている通知書その他の文書（以下「通知書等」という。）について、それらの押印を省略することができるようにすることにより、行政手続の簡素化を図り、もって区民等の負担を軽減するとともに、区の事務を効率化することを目的とする。 第 3 条の次に次の 2 条を加える。 (公印の押印の省略) 第 4 条 区規則により公印を押印することとしている通知書等であって、次の各号のいずれかに該当すると区長が認めたものについては、公印の押印を省略することができる。 (1) 対内文書 (2) 申請等（申請、届出その他の法令等の規定に基づき区の機関に対して行われる通知をいう。）に基づく処分通知等（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令等の規定に基づき区の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）として、電子情報処理組織(区)の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して発送する文書 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公印を押印しないことについて特に理由があると認められる文書 (適用除外) 第 5 条 次に掲げる通知書等については、前条第 2 号の規定は、適用しない。 (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられている通知書等 (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼす通知書等 (3) 特定の事実を証明する通知書等 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、世田谷区公文書管理規則（令和 2 年 3 月世田谷区規則第 28 号）第 5 条に規定する保			管単位の長が特に公印を押印する必要があると認める通知書等 附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 世田谷区非常勤職員規則の一部を改正する規則 世田谷区非常勤職員規則（昭和 32 年 4 月世田谷区規則第 5 号）の一部を次のように改正する。 第 3 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 31 年 12 月世田谷区規則第 15 号）の一部を次のように改正する。 第 11 条の 2 第 2 号中「就業手当に相当する退職手当又は同令第 82 条の 7 第 1 項に規定する」を削る。 第 15 号様式を削る。 第 15 号の 2 様式中「申請者氏名」 を「申請者氏名」に改め、同様式を第 15 号様式とする。 第 15 号の 3 様式中「申請者氏名」 を「申請者氏名」に改め、同様式を第 15 号の 2 様式とする。 第 15 号の 4 様式中「申請者氏名」 を「申請者氏名」に改め、同様式を第 15 号の 3 様式とする。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 15 号の 2 様式から第 15 号の 4 様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年 12 月世田谷区規則第 19 号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 災対北沢地域本部の項中「北沢総合支所拠点整備担当課」を削り、同表災対区民支援部の項中「工業・ものづくり・雇用促進課」を「工業・建設業・雇用促進課」に改め、災対都市整備部の項中「環境計画課」を「環境政策課」に、「環境・エネ	ルギー施策推進課」を「気候危機対策課」に改め、同表災対教育部の項中「教育研究・ICT 推進課」を「教育 DX 推進担当課」に改める。 別表第 2 災対地域本部（拠点隊を除く。）の項第 9 号中「医療救護所」を「避難所救護所」に改め、同項第 12 号中「橋りょう」を「橋梁」に改め、同表災対地域本部（拠点隊に限る。）の項第 3 号中「医療救護所」を「避難所救護所」に改め、同表災対清掃部の項第 3 号中「がれき」を「がれき等」に改め、同表災対土木部の項第 5 号中「橋りょう」を「橋梁」に改める。 附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成 19 年 3 月世田谷区規則第 51 号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 国民保護対策北沢地域本部の項中「北沢総合支所拠点整備担当課」を削り、同表国民保護対策区民支援部の項中「工業・ものづくり・雇用促進課」を「工業・建設業・雇用促進課」に改め、同表国民保護対策都市整備部の項中「環境計画課」を「環境政策課」に、「環境・エネルギー施策推進課」を「気候危機対策課」に改め、同表国民保護対策教育部の項中「教育研究・ICT 推進課」を「教育 DX 推進担当課」に改める。 別表第 2 国民保護対策地域本部（拠点隊を除く。）の項事務分掌の欄第 10 号中「医療救護所」を「避難所救護所」に改め、同欄第 13 号中「橋りょう」を「橋梁」に改め、同表国民保護対策地域本部（拠点隊に限る。）の項事務分掌の欄第 3 号中「医療救護所」を「避難所救護所」に改め、同表国民保護対策清掃部の項事務分掌の欄第 3 号中「がれき」を「がれき等」に改め、同表国民保護対策土木部の部事務分掌の欄第 8 号中「橋りょう」を「橋梁」に改める。 附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区特別区税条例施行規則（昭和 40 年 3 月世田谷区規則第 15 号）の一部を次のように改正する。 第 13 条の表(3)の項中「第 46 条第 2 項」の次に「及び第 46 条の 2 第 5 項」を加え、同表中(4)の項を削り、(5)の項を(4)の項とする。 第 17 条の 2 第 3 項各号列記以外の部分中「第 46 条の 2 第 3 項」を「第 46 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 6 号を次のように改める。 (6) 運転免許証又は道路交通法（昭和 35

年法律第105号)第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運手免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

様式目次第12号の4様式の項を次のように改める。

第12号の4様式 削除

第12号の3様式から第13号の2様式までを次のように改める。

様式省略

第12号の4様式 削除

様式省略

第25号様式備考3を次のように改める。

3 標識の地色は、次のとおりとする。

(1) 条例第39条第1項第1号イ又はハの原動機付自転車にあっては、白色

(2) 条例第39条第1項第1号ロの原動機付自転車にあっては、薄黄色

(3) 条例第39条第1項第1号ニの原動機付自転車にあっては、薄桃色

(4) 条例第39条第1項第1号ホの原動機付自転車にあっては、薄青色

(5) 条例第39条第1項第2号の小型特殊自動車にあっては、薄緑色

第25号の3様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13号様式及び第13号の2様式の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

STING関連血管炎 346.原発性肝外門脈閉塞症 347.出血性線溶異常症 348.ロウ症候群」に改める。

第7号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の第7号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則（平成4年12月世田谷区規則第99号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中イをアとし、ロを削り、ハをイとし、ニをウとし、ホをエとし、同号へ中「イからホまで」を「アからエまで」に改め、同号へを同号オとし、同項第2号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、同号ニ中「イからハまで」を「アからウまで」に改め、同号ニを同号エとする。

第9号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

指定障害児入所施設の指定等に関する規則（令和元年11月世田谷区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第1号様式から第6号様式までの規定中「」を削る。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則第6条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合のその旨の公示については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第6号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区児童相談所長委任規則（令和2年3月世田谷区規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表1の項第13号中「第33条第2項及び第9項」を「第33条第2項及び第18項」に改め、同項第14号中「第33条第11項」を「第33条第20項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則（令和2年3月世田谷区規則第53号）の一部を次のように改正する。

第10号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世 田 谷 区 公 報

別表 2 の項第 38 号中「第 30 条第 1 項」の次に「(法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同項第 39 号中「第 30 条第 2 項」の次に「(法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同項第 40 号中「第 35 条第 1 項」の次に「(法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第 44 条の 4 において及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同項第 41 号中「第 36 条第 1 項」の次に「(法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令及び」を、「場合」の次に「並びに法第 44 条の 4 において及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令において適用する場合」を加え、同項第 42 号中「第 36 条第 2 項」の次に「(法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令及び」を、「場合」の次に「並びに法第 44 条の 4 において及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令において適用する場合」を加え、同項第 43 号中「第 37 条」の次に「(法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令において準用する場合、法第 8 条各項の規定により適用する場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同項第 80 号を第 82 号とし、第 69 号から第 79 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 68 号中「第 56 条第 1 項」の次に「(法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同項第 70 号とし、同項第 67 号を第 69 号とし、第 66 号を第 68 号とし、

第 65 号を第 67 号とし、第 64 号を第 66 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(65) 法第 50 条の 3 の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定（法第 50 条の 4 の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。）

別表 2 の項第 63 号を第 64 号とし、第 56 号から第 62 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 55 号中「検体の採取」を「検体採取の措置」に改め、同項を同項第 56 号とし、同項第 54 号を第 55 号とし、第 53 号を第 54 号とし、第 52 号を第 53 号とし、第 51 号の次に次の 1 号を加える。

(52) 法第 44 条の 3 の 2（法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により適用する場合を含む。）の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定（法第 44 条の 3 の 3 の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成 22 年 3 月世田谷区規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、条例第 4 条第 1 項の部のほか、幹事会及び事業継続対策部会」を「及び条例第 4 条第 1 項の部」に改める。

第 3 条の見出し中「等」を削り、同条第

1 項中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 事務事業の優先度及び閉鎖施設等の決定に関すること。

(10) 事業継続のための人員確保及び配置対策に関すること。

第 3 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 4 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 2 項中「感染症対策」を「世田谷保健所」に改める。

第 6 条第 2 項中「職員」の次に「(区に勤務する職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第 7 条第 17 号中「環境計画課長」を「環境政策課長」に改める。

第 8 条第 1 項の表を次のように改める。

新型インフルエンザ等対策本部事務局
戦略方針企画部
現地対策本部

第 8 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 戦略方針企画部及び現地対策本部に班を置き、各部における班の編成は、別表第 3 のとおりとし、同表に掲げる通常の行政組織に属しない職員は、本部長が配属する。

5 班の分掌事務は、別表第 4 のとおりとする。ただし、本部長は、特に必要があると認めるときは、班の分掌事務の一部を変更し、又は班に新たな事務を臨時に分掌させることができる。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。

別表第 1 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

部	部長、副部長等	部に属する行政組織
新型インフルエンザ等対策本部事務局	部長 危機管理部長 副部長 災害対策課長 副部長 地域生活安全課長 副部長 危機管理部副参事（防災計画担当）	災害対策課 地域生活安全課
戦略方針企画部	部長 副区長(世田谷保健所を担任する副区長をいう。) 副部長 副区長(世田谷保健所を担任する副区長を除く。) 副部長 総合支所長（代表者 1 名に限る。) 副部長 総合支所保健福祉センター所長(代表者 1 名に限る。) 副部長 政策経営部長 副部長 D X 推進担当部長 副部長 総務部長 副部長 危機管理監 副部長 保健福祉政策部長 副部長 世田谷保健所副所長	政策企画課 政策研究・調査課 広報広聴課 D X 推進担当課 総務課 災害対策課 地域生活安全課
現地対策本部	本部長 世田谷保健所長 副本部長 感染症対策課長 副本部長 世田谷保健所副参事(保健師統括担当)	世田谷総合支所 北沢総合支所 玉川総合支所 砧総合支所 烏山総合支所 住民記録・戸籍課 健康企画課 健康推進課

		感染症対策課 生活保健課	
別表第 2 を次のように改める。 別表第 2（第 8 条関係） 新型インフルエンザ等対策本部事務局 1 本部会議の庶務に関する事。 2 本部長及び副本部長との連絡に関する事。 3 本部長指令の総括に関する事。 戦略方針企画部 1 新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集、集約及び分析に関する事。 2 庁内、医療機関等への情報提供に関する事。 3 新型インフルエンザ等対策の政策の立案及び総合調整に関する事。 4 業務継続計画の発動の調整に関する事。 5 社会的検査（社会福祉施設を対象に行う、早期に感染者を発見し、重症化の防止及びクラスター（共通の感染源を持つ一定数以上の感染者の		集団をいう。）の発生の抑止を目的とした検査をいう。以下同じ。）の業務の調整に関する事。 6 PCR検査、抗原検査等の臨時検査会場の設置及び運営業務の調整に関する事。 7 新型インフルエンザ等対策に係る区の取組状況に関する資料、感染の拡大状況に関する検証資料、対応記録等の作成に関する事。 8 区民等への情報提供の在り方に係る検討に関する事。 9 感染症対策により支援を必要とする班の体制強化方針及び他の班による支援方針の策定に関する事。 10 他の部に属しない事項に関する事。 現地対策本部 1 国、東京都その他関係機関の情報共有に関する事。 2 世田谷区健康危機管理連絡会の調	
		整に関する事。 3 受援調整の決定に関する事。 4 電話相談体制の決定に関する事。 5 検体採取体制及び検査体制（区衛生検査センターを含む。以下同じ。）の決定に関する事。 6 積極的疫学調査の運用の決定に関する事。 7 入院調整の運用の決定に関する事。 8 自宅療養者への対応の決定に関する事。 9 移送体制の決定に関する事。 10 生活衛生関係営業者への対応の決定に関する事。 11 接種体制の決定に関する事。 12 現地対策本部内の班の人員調整に関する事。 別表第 2 の次に次の 2 表を加える。	
別表第 3（第 8 条関係）			
部	班	班長及び副班長	班に属する行政組織
戦略方針企画部	庁内応援・調整班	班長 人事課長 副班長 職員厚生課長	人事課 職員厚生課
	支援班		区政情報課 研修担当課 秘書課 公共施設マネジメント課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 市民活動推進課 文化・国際課 人権・男女共同参画課 区民健康村・ふるさと・交流推進課 スポーツ推進課 スポーツ施設課 拠点スポーツ施設整備担当課 環境政策課 気候危機対策課 環境保全課 都市農業課 管理課 事業課 世田谷清掃事務所 玉川清掃事務所 砧清掃事務所 児童相談課 一時保護課 都市計画課 都市デザイン課 建築調整課 建築審査課 住宅課 居住支援課 防災街づくり課 市街地整備課 建築安全課 みどり政策課 公園緑地課 公園整備利活用推進課

世 田 谷 区 公 報

		道路管理課 道路計画課 道路事業推進課 交通政策課 土木計画調整課 豪雨対策・下水道整備課 交通安全自転車課 工事第一課 工事第二課 中央図書館 区議会事務局 選挙管理委員会事務局
物資管理班	班長 財務部長 副班長 庁舎整備担当部長 副班長 会計管理者 副班長 危機管理部副参事（物資供給担当） 副班長 経理課長	庁舎管理担当課 庁舎建設担当課 経理課 課税課 納税課 用地課 会計課
広報・情報発信班	班長 広報広聴課長 副班長 地域行政課長	広報広聴課 地域行政課
財政班	班長 財政課長 副班長 監査事務局長	官民連携・行政手法改革担当課 ふるさと納税対策担当課 財政課 監査事務局
経済対策班	班長 経済産業部長	商業課 経済課 工業・建設業・雇用促進課
医療機関支援班	班長 保健福祉政策部長 副班長 保健福祉政策課長 副班長 保健医療福祉推進課長	保健福祉政策課 保健医療福祉推進課 国保・年金課 保険料収納課
要配慮者支援班	班長 高齢福祉部長 班長 障害福祉部長 班長 子ども・若者部長 副班長 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長（代表者 1 名に限る。） 副班長 高齢福祉課長 副班長 障害施策推進課長 副班長 子ども・若者支援課長 副班長 子ども家庭課長	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 高齢福祉課 介護保険課 介護予防・地域支援課 障害施策推進課 障害者地域生活課 障害保健福祉課 子ども・若者支援課 児童課 子ども家庭課 児童相談支援課 保育課 保育認定・調整課
学校対策班	班長 教育政策・生涯学習部長 副班長 学校教育部長 副班長 教育総合センター長	教育総務課 学校健康推進課 教育環境課 生涯学習課 学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育 D X 推進担当課 事業推進担当課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課
特殊詐欺対策班	班長 危機管理部長 副班長 地域生活安全課長	地域生活安全課 消費生活課

	臨時特別給付班	班長 保健福祉政策課長	世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 D X 推進担当課 課税課 住民記録・戸籍課 マイナンバー担当課 保健福祉政策課 生活福祉課 児童相談支援課
現地対策本部	現地対策本部事務局及び情報・管理班	班長 健康企画課長 班長 世田谷保健所副参事（健康危機管理担当） 副班長 世田谷保健所副参事（保健師統括担当）	健康企画課調整係 健康企画課健康危機管理担当係長
	相談班	班長 健康推進課長 班長 世田谷保健所副参事（保健師統括担当）	健康推進課 世田谷保健相談課 北沢保健相談課 玉川保健相談課 砧保健相談課 烏山保健相談課 健康企画課計画担当係長 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長
	検査班	班長 健康企画課長 副班長 生活保健課長	生活保健課 健康企画課健康危機管理担当係長 健康企画課試験検査担当係長 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長
	防疫班	班長 感染症対策課長 副班長 世田谷保健相談課長、北沢保健相談課長、玉川保健相談課長、砧保健相談課長又は烏山保健相談課長（以下「保健相談課長」という。）（代表者 1 名に限る。）	生活保健課 世田谷保健相談課 北沢保健相談課 玉川保健相談課 砧保健相談課 烏山保健相談課 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長
	移送班	班長 感染症対策課長 副班長 生活保健課長	生活保健課 感染症対策課感染症対策担当係長 感染症対策課保健相談担当係長 感染症対策課保健医療担当係長
	生活衛生班	班長 生活保健課長	生活保健課
	住民接種班	班長 感染症対策課長 副班長 総合支所長（代表者 1 名に限る。） 副班長 保健相談課長（代表者 1 名に限る。）	世田谷総合支所（健康づくり課保健相談担当係長を除く。） 北沢総合支所（健康づくり課保健相談担当係長を除く。） 玉川総合支所（健康づくり課保健相談担当係長を除く。） 砧総合支所（健康づくり課保健相談担当係長を除く。） 烏山総合支所（健康づくり課保健相談担当係長を除く。） 住民記録・戸籍課 感染症対策課予防接種担当係長
	区衛生検査センター班	班長 健康企画課長	生活保健課 健康企画課試験検査担当係長

別表第4（第8条関係） 庁内応援・調整班 1 職員の配置調整に関する事。 2 職員の服務及び給与に関する事。 3 職員の感染症対策に関する事。 4 他の班への応援に関する事。 支援班 1 現地対策本部において突発的な感染症対応業務が発生した場合の支援に関する事。 物資管理班 1 感染症対策物品に関する寄附の受入に関する事。 2 感染症対策物品の購入確保及び保管場所の調整に関する事。 3 庁舎入口の消毒液の設置及びマスク等の備蓄物品の配布に関する事。 4 その他感染症対策物品に係る対応に関する事。 5 他の班への応援に関する事。 広報・情報発信班 1 広報に関する事。 2 広聴に関する事。 3 他の班への応援に関する事。 財政班 1 感染症対策に係る財政調整に関する事。 2 他の班への応援に関する事。 経済対策班 1 事業者への経済政策に関する事。 2 経済対策に係る区民相談体制に関する事。 3 雇用支援に関する事。 4 他の班への応援に関する事。 医療機関支援班 1 医療機関情報連絡会に関する事。 2 医師会のPCR検査業務に関する事。 3 社会的検査の業務の実施及び運営に関する事。 4 検査の実施等における世田谷区立保健医療福祉総合プラザの活用に関する事。 5 初期救急事業の拡充対応に関する事。 6 その他医療機関等の支援に関する事。 7 他の班への応援に関する事。 要配慮者支援班 1 高齢者、障害者及び子ども関連施設等に対する支援事業に関する事。 2 保育施設に対する感染症対策に関する事。 3 新BOP学童クラブ及び児童館に対する感染症対策に関する事。 4 他の班への応援に関する事。 学校対策班 1 区立小学校及び区立中学校に対する感染症対策に関する事。 2 区立幼稚園に対する感染症対策に関する事。 3 他の班への応援に関する事。 特殊詐欺対策班 1 特殊詐欺対策に関する事。 2 他の班への応援に関する事。 臨時特別給付班	1 臨時給付金事業に関する事。 2 他の班への応援に関する事。 現地対策本部事務局及び情報・管理班 1 現地対策本部会議に関する事。 2 予算の調製に関する事。 3 国、東京都その他地方公共団体の情報収集及び調整に関する事。 4 区対策本部、関係機関等への情報の発信及び共有に関する事。 5 世田谷区健康危機管理連絡会に関する事。 6 受援調整に関する事。 7 他の班に属しない事項に関する事。 相談班 1 電話相談体制の運用に関する事。 2 他の班への応援に関する事。 検査班 1 検体採取体制及び検査体制の検討並びに実施に関する事。 2 区衛生検査センターとの連携に関する事。 3 他の班への応援に関する事。 防疫班 1 積極的疫学調査に関する事。 2 入院調整に関する事。 3 自宅療養者への対応に関する事。 4 他の班への応援に関する事。 移送班 1 移送体制の検討及び実施に関する事。 2 他の班への応援に関する事。 生活衛生班 1 生活衛生関係業者への対応に関する事。 2 他の班への応援に関する事。 住民接種班 1 接種体制の構築及び実施に関する事。 2 住民接種における相談受付並びに予約代行等のコールセンターの設置及び運営に関する事。 3 他の班への応援に関する事。 区衛生検査センター班 1 検査に係る情報収集及び情報提供に関する事。 2 検査の実施に関する事。 3 他の班への応援に関する事。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成12年9月世田谷区規則第127号）の一部を次のように改正する。 第13条中「第14号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。 （新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の医療費の公費負担） 第13条 法第44条の3の2第1項及び法第50条の3第1項に規定する申請は第14号	様式の(1)により、法第44条の9第1項の規定により準用される法第44条の3の2第1項及び法第8条第2項又は第3項の規定により適用される法第44条の3の2第1項に規定する申請は第14号様式の(2)によるものとする。 2 前項の規定による申請書の作成に際し、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者が申請書を作成できない場合は、当該患者に対して外出しないことの協力を求めた保健所又は医療を行った第二種協定指定医療機関は、当該患者又はその保護者の同意に基づき申請書の作成を代行することができる。 3 区長は、第1項の申請に基づき公費負担することを決定したときは、第15号様式による通知書により申請者に通知するものとする。 4 法第44条の3の2第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び法第50条の3第2項の規定による患者等の自己負担の額は、別表に定めるところにより区長が認定する。 5 第3項に規定する公費負担の決定に当たり、別表に定める認定基準により当該患者等の自己負担が生じる場合は、区長は金額を明示してこれを通知し、患者等に対し当該自己負担に係る請求をするものとする。 6 区長は、特別の事情があると認めるときは、第4項の認定による自己負担額を変更し、又は請求を猶予することができる。 （新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等の療養費の支給の申請） 第14条 法第44条の3の3第1項及び法第50条の4第1項に規定する申請は第16号様式の(1)により、法第44条の9第1項の規定により準用される法第44条の3の3及び法第8条第2項又は第3項の規定により適用される法第44条の3の3第1項に規定する申請は第16号様式の(2)によるものとする。 2 区長は、前項の申請により療養費を支給することを決定したときは、第17号様式による通知書により申請者に通知するものとする。 3 療養費の支給の申請及び患者等の自己負担については、前条第2項及び第4項から第6項までの規定を準用する。 別表中「第10条関係」を「第10条、第13条関係」に改める。 第14号様式を削る。 第13号様式の(2)の次に次の7様式を加える。 様式省略 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則 世田谷区旅館業法施行細則（昭和55年5月世田谷区規則第44号）の一部を次のように改正する。 第12条第1項第3号中「大腸菌群数」を
--	---	---

「大腸菌数」に改める。 附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 世田谷区公衆浴場法施行細則（昭和55年 5 月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。 第10条第 1 項第 3 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。 附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 世田谷区食品衛生法施行細則（昭和50年 4 月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。 第 2 条を次のように改める。 第 2 条 削除 第 1 号様式を次のように改める。	第 1 号様式 削除 第 3 号様式裏面以外の部分、第 6 号様式裏面以外の部分及び第 7 号様式裏面以外の部分中「<u>食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥</u>」を「<u>食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥</u>」に改める。 第 9 号様式及び第10号様式を次のように改める。 様式省略 附 則 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 3 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式、第 9 号様式及び第10号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年 4 月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。 第11条第 6 項各号列記以外の部分中「部分」の次に「(第 2 号、第 4 号又は第 6 号の経路が 2 以上ある場合にあっては、いずれか 1 の経路に係る部分)」を加え、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「1 以上の」を削る。 別表第 2 の 1 の項第 1 号ア中「経路」の次に「(当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、それらの出入口と車椅子使用者部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）」を加え、同号イ及びウ中「経路」の次に「(当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同表の10の項を次のように改める。
10 駐車場	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合その他の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和 6 年国土交通省告示第1072号。以下「令和 6 年国土交通省告示第1072号」という。）に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数以上 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。 (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。	
別表第 2 の18の項を次のように改める。		
18 観覧席及び客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200以下の場合には当該席数に50分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200を超える場合は当該席数に100分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数以上設けること。 (2) 前号の観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして、次に掲げるものとする。 ア 幅は90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 (3) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。	
別表第 2 の20の項中「設けること」を「設け、その旨を表示すること」に改める。 別表第 3 の 1 の項第 1 号アからウまでの規定中「経路」の次に「(当該利用居室に別表第 2 の18の項及びこの表の16の項に定める観		

覧席又は客席がある場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同表の 8 の項を次のように改める。

8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 次に掲げる建築物における前号の便所は、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 ア 病院又は診療所（入院施設のあるものに限る。） イ 診療所（入院施設のないものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの ウ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 エ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 オ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 カ 学校その他これらに類する施設又は幼稚園 キ 車両の停留所又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ク 自動車の停車のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの ケ 公衆便所のうち床面積の合計が50平方メートル以上のもの コ 区民会館、区民センター又は区立地区会館 サ 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設等（すべての集会室の面積が200平方メートル以下のものに限る。） シ 集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ス 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの セ 飲食店のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの ソ 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの タ ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの チ 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ツ 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 テ 展示場又はこれに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ト 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する施設のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ナ 料理店のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの ニ 複合施設のうち、床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの ヌ 共同住宅のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等がある階に限る。） (3) 前号の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとする（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに 1 以上）。 ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を 1 以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 （ア）腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 （イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 (4) 前号に定めるもののほか、第 1 号の規定により設ける便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとする。 ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を 1 以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 （ア）腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 （イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を 1 以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ウ 次に掲げる建築物で（ア）から（サ）までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、（シ）から（タ）までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、（チ）については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、（ツ）については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 （ア）病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設 （イ）保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 （ウ）老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 （エ）老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 （オ）学校 （カ）公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）
------	--

	(キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (ク) 飲食店 (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗 (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設 (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (セ) 展示場又はこれに類する施設 (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設 (タ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設（１の集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。） (チ) 地下街又はこれに類する施設 (ツ) 複合施設 エ 前号ウに掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。 (5) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。 (6) 第１号の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 大便器は、１以上を腰掛式の大便器とすること。 イ アの規定により設けられた大便器のある便房の１以上に、手すりを設けること。 (7) 第１号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 ア 小便器は、１以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 イ アの規定により設けられた小便器の１以上の付近に、手すりを設けること。
別表第３の10の項を次のように改める。	
10 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている場合その他の令和６年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に２を加えた数以上 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。 (4) 中規模建築物にあっては、前３号の規定は、適用しない。
別表第３の16の項ア中「１」を「当該観覧席又は客席の全席数が400以下の場合には２以上、全席数が400を超える場合は当該席数に50分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）」に改め、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。	下とすること。 (ウ) 床は、平らとすること。 別表第４の２の項中「設けること」を「設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと」に改める。 別表第12の11の項第１号を次のように改める。 (1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設（当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、そ
イ アの観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 奥行きは、135センチメートル以	の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以下設けられている場合その他の令和６年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を除く。）を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数に200以下（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及

び次号において同じ。)のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上 別表第12の11の項第2号に次のように加える。 ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。 別表第13の8の項中第3号を第5号とし、同項第2号中「前号の」を「前号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。 (2) 前号の便所のうち、多数の者が利用する利用居室を設ける場合には、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設けること(住戸又は住室のみがある階及び滞在時間が短い利用居室を除く。) (3) 前号の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする(階の床面積の合計が1,000平方メートル未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに1以上)。 ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	
別表第13の11の項を次のように改める。	
11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設(当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を除く。)を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。)が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。 (3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。
附 則 1 この規則は、令和7年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。	
世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則 世田谷区建築基準法施行細則(昭和58年3月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「第18条の規定による通知」を「第18条第2項の規定による通知又は同条第38項の規定による認定」に改める。 第4条第5項中「前4項」を「第1項及び前項」に、「第18条の規定による通知」を「第18条第2項の規定による通知又は同条第38項の規定による認定」に改める。 第4条の2中「第6条の2(」を「第6条の2第1項又は第18条第4項(これらの規定を」に改める。	第5条第3項中「第18条の規定による通知」を「第18条第3項の規定による通知又は同条第38項の規定による認定」に改める。 第8条の見出し中「確認申請書」の次に「及び計画通知書」を加え、同条第1項中「第18条」を「第18条第2項」に改め、同条に次の2項を加える。 3 規則第1条の3第1項(規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合に添える図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第2条第1項第2号に掲げる建築行為に該当する場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(当該住宅が建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能(建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。)を有する住宅である旨のものに限る。)又はその写し (2) 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第3号に掲げる建築行為に該当する場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第7条(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定通知書若しくはその写し又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する長期使用構造等の確認書若しくはその写し 4 前項各号に定める図書を建築物の確認申請書又は法第18条第2項の規定による通知に係る建築物の計画通知書に添付できない場合又はその添付が困難と見込まれる場合にあっては、宣言書(第6号の2様式)の提出により、当該図書の添付に代えることができる。 第14条の4第1項中「第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、地階を除く3以上の階数を有するもので延べ面積」を「第6条第1項第1号又は第2号に規定する建築物(木造以外のものに限る。)のうち、1の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもので当該部分の床面積の合計」に改める。 第16条第1項中「、令第144条の4第1項第1号ホ、第2号ただし書若しくは第4号ただし書」を削る。 第16条の3第1項各号列記以外の部分を

次のように改める。

規則第 4 条第 1 項第 6 号（規則第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）及び規則第 4 条の 8 第 1 項第 4 号（規則第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書（第 15 号の 2 様式）

（1 の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上の建築物に限る。）及び次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める書類とする。

第 16 条の 3 第 1 項第 1 号中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同項第 2 号中「第 7 条の 2 第 1 項」の次に「若しくは第 18 条第 23 項」を、「第 7 条の 4 第 1 項」の次に「若しくは第 18 条第 32 項」を加え、同条第 2 項各号列記以外の部分中「第 8 条の 2 第 13 項」を「第 8 条の 2 の 2」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為」を「建築物省エネ法第 10 条第 1 項に規定する建築」に、「に並び」を「の区分に並び」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 2 号中「別表第 3 第 1 の部 2 の款」を「別表第 3 第 2 の項」に、「第 15 号の 3 の 3 様式」を「第 15 号の 3 の 6 様式」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 1 号中「（平成 12 年 3 月世田谷区条例第 3 号）別表第 3 第 1 の部 2 の款」を「別表第 3 第 2 の項」に、「建築物省エネ法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項において「適合性判定」という。）」を「適合性判定」に、「第 15 号の 3 の 2 様式」を「第 15 号の 3 の 4 様式」又は省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）用）（第 15 号の 3 の 5 様式）」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(1) 仕様基準（世田谷区手数料条例（平成 12 年 3 月世田谷区条例第 3 号）別表第 3 第 1 の項に規定する仕様基準をいう。）による確認済証の交付又は建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項において「適合性判定」という。）を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（仕様基準用）（第 15 号の 3 様式）その他区長が必要と認める書類

(2) 仕様・計算併用法（世田谷区手数料条例別表第 3 第 2 の項に規定する仕様・計算併用法をいう。）により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法用）（第 15 号の 3 の 2 様式）その他区長が必要と認める書類

(3) 標準計算法（世田谷区手数料条例別表第 3 第 2 の項に規定する標準計算法をいう。）により適合性判定を受けた場合 省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）（第 15 号の 3 の 3 様式）その他区長が必要と認める書類

第 16 条の 3 第 2 項に次の 4 号を加える。

(6) 第 1 号の場合であって、かつ、確認済証を受けた住宅の計画について、規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を行った場合又は適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項において同じ。）について、建築物省エネ法施行規則第 5 条（建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（仕様基準用）（第 15 号の 3 の 7 様式）

(7) 第 2 号の場合であって、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第 5 条（建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（仕様・計算併用法用）（第 15 号の 3 の 8 様式）

(8) 第 3 号の場合であって、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第 5 条（建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法用）（第 15 号の 3 の 9 様式）

(9) 第 4 号又は第 5 号の場合であって、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第 5 条（建築物省エネ法施行規則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を行った場合 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅用）（第 15 号の 3 の 10 様式）

第 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

様式省略

第 11 号の 3 様式を次のように改める。

様式省略

第 15 号の 2 様式から第 15 号の 3 の 4 様式までを次のように改める。

様式省略

第 15 号の 3 の 4 様式の次に次の 6 様式を加える。

様式省略

第 16 号様式中「道路指定図」を「指定図」に、「道路指定図」を「道路指定変更図」に、「道路指定図」を「道路指定取消図」に改め、「道路指定取消図」の次に「・指定変更」を加える。

附 則
1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項、第 4 条

第 5 項、第 4 条の 2、第 5 条第 3 項、第 8 条の見出し及び同条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 11 号の 3 様式、第 15 号の 2 様式並びに第 16 号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 11 号の 3 様式、第 15 号の 2 様式及び第 16 号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 世田谷区営住宅管理条例施行規則（平成 2 年 3 月世田谷区規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

名 称	数	値
世田谷区営柏谷四丁目アパート	ア	0.8798
	イ	0.9122
	ウ	0.9261
世田谷区営桜丘二丁目アパート	ア	0.8953
	イ	0.9283
	ウ	0.9424
世田谷区営桜新町一丁目アパート		0.9535
世田谷区営鎌田二丁目アパート	ア	0.859
	イ	0.8906
	ウ	0.9042
世田谷区営桜上水三丁目アパート		0.9368
世田谷区営宇奈根一丁目アパート	ア	0.8533
	イ	0.8847
	ウ	0.8982
世田谷区営砧七丁目アパート	ア	0.8885
	イ	0.9213
	ウ	0.9353
世田谷区営深沢四丁目アパート		0.9524
世田谷区営赤堤一丁目アパート		0.9582
世田谷区営八幡山三丁目第二アパート		0.9352
世田谷区営用賀二丁目アパート	ア	0.9057
	イ	0.9391
	ウ	0.9534
世田谷区営用賀二丁目第二アパート	ア	0.9046
	イ	0.9379
	ウ	0.9522
世田谷区営大原一丁目アパート		0.9598
世田谷区営玉川三丁目アパート		0.9581
世田谷区営北烏山一丁目第二アパート		0.9245
世田谷区営桜新町二丁目アパート	ア	0.91
	イ	0.9435

世 田 谷 区 公 報

	ウ	0.9579
世田谷区営弦巻三丁目第二アパート		0.9558
世田谷区営シティコート 世田谷給田	ア	0.9069
	イ	0.9505
	ウ	0.9351
世田谷区営上野毛福寿荘		0.946
世田谷区営リラ祖師谷		0.9097
世田谷区営フローレル北 鳥山		0.894
世田谷区営北鳥山八丁目 アパート	ア	0.8499
	イ	0.8812
	ウ	0.8946
世田谷区営千歳台一丁目 第二アパート	ア	0.9146
	イ	0.9285
世田谷区営弦巻二丁目ア パート	ア	0.9292
	イ	0.9433
世田谷区営アザレア経堂		0.9555
世田谷区営パークサイド 野沢		0.954
世田谷区営アーク上北沢		0.9342
世田谷区営中町四丁目ア パート		0.9489
世田谷区営上祖師谷一丁 目第二アパート	ア	0.9233
	イ	0.9374
世田谷区営八幡山慶明館		0.9273
世田谷区営ユアーズ若林		0.9431
世田谷区営フローラ千歳 台		0.9336
世田谷区営弦巻四丁目第 二アパート	ア	0.9425
	イ	0.9569
世田谷区営弦巻四丁目第 三アパート	ア	0.942
	イ	0.9563
世田谷区営ブラン深沢		0.9362
世田谷区営上用賀四丁目 アパート	ア	0.9325
	イ	0.9467
世田谷区営新町一丁目ア パート	ア	0.9016
	イ	0.9349
	ウ	0.9491
世田谷区営弦巻四丁目ア パート	ア	0.9046
	イ	0.9379
	ウ	0.9522
世田谷区営上北沢五丁目 アパート	ア	0.8769
	イ	0.9092
	ウ	0.923
世田谷区営世田谷二丁目 アパート	ア	0.8939
	イ	0.9268
	ウ	0.9409
世田谷区営八幡山一丁目 アパート	ア	0.8803
	イ	0.9127
	ウ	0.9266
世田谷区営ホープ大蔵		0.8848
世田谷区営コスモ北鳥山		0.9044
世田谷区営上北沢五丁目 第二アパート	ア	0.8743
	イ	0.9065
	ウ	0.9203

世田谷区営上馬四丁目ア パート	ア	0.9531
	イ	0.9483
世田谷区営桜丘五丁目第 二アパート		0.942
世田谷区営上用賀五丁目 アパート	ア	0.9491
	イ	0.9444
世田谷区営上北沢一丁目 アパート		0.932
世田谷区営玉川四丁目ア パート		0.9561
世田谷区営豪徳寺アパー ト（１号棟）		0.9487
世田谷区営豪徳寺アパー ト（２号棟）		0.9475

別表第 2 世田谷区営深沢四丁目アパートの項中「19」を「16」に改め、同表世田谷区営玉川三丁目アパートの項中「5」を「2」に改め、同表世田谷区営中町四丁目アパートの項中「3」を「2」に改め、同表世田谷区営弦巻四丁目第二アパートの項及び世田谷区営弦巻四丁目第三アパートの項を次のように改める。

世田谷区営弦 巻四丁目第二 アパート	車椅子使 用者等用 駐車場	1	25,000円
	一般用駐 車場	4	25,000円
世田谷区営弦 巻四丁目第三 アパート	車椅子使 用者等用 駐車場	1	25,000円

別表第 2 世田谷区営新町一丁目アパートの項中「12」を「10」に改め、同表世田谷区営上馬四丁目アパートの項中「11」を「7」に改め、同表世田谷区営玉川四丁目アパートの項を次のように改める。

世田谷区営玉 川四丁目アパ ート	車椅子使 用者等用 駐車場	1	28,000円
------------------------	---------------------	---	---------

第 2 条 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

世田谷区営船橋五丁目ア パート	ア	0.9394
	イ	0.9378

別表第 2 に次のように加える。

世田谷区営船 橋五丁目アパ ート	車椅子使 用者等用 駐車場	2	19,000円
	一般用駐 車場	31	19,000円

附 則
この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第 1 条の規定（別表第 2 の改正規定に限る。） 公布の日
(2) 第 1 条の規定（別表第 2 の改正規定を除く。） 令和 7 年 4 月 1 日
(3) 第 2 条の規定 令和 7 年 5 月 1 日

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規

則の一部を改正する規則
世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則（平成 7 年 2 月世田谷区規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 を次のように改める。
別表第 4（第 59 条関係）

名 称	数 値
世田谷区立弦巻五丁目ファミ リー住宅	0.9464
世田谷区立赤堤一丁目ファミ リー住宅	0.9582
世田谷区立中町四丁目ファミ リー住宅	0.9489
世田谷区立桜丘五丁目第二フ ァミリー住宅	0.942
世田谷区立経堂四丁目ファミ リー住宅	0.9475
世田谷区立深沢四丁目ファミ リー住宅	0.9524

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則（昭和 40 年 3 月世田谷区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき区長が指定する私人（以下第 2 章、第 3 章及び第 11 章において」を「第 243 条の 2 第 2 項に規定する指定公金事務取扱者（以下」に改め、同条第 2 項中「私人に支出の事務」を「指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務（第 26 条第 4 号及び第 3 章において「支出事務」という。）」に改める。

第 26 条第 1 号中「私人に歳入の徴収又は収納の事務」を「指定公金事務取扱者に歳入の徴収又は収納に関する事務（以下この章及び第 88 条第 1 項において「収入事務」という。）」に改め、同条第 2 号中「私人に歳入の徴収若しくは収納の事務」を「指定公金事務取扱者に収入事務」に改め、同条第 4 号中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 42 条を次のように改める。
（収入事務の委託）

第 42 条 法第 243 条の 2 第 1 項その他法令の規定により収入事務を委託することができる者は、次に掲げる基準を満たす者とする。

- (1) 委託する収入事務について適切に処理することができる知識及び実績を有していること。
- (2) 委託する収入事務を安全に遂行するための十分な事業規模及び経営基盤を有していること。
- (3) 委託する収入事務に係る事項を指定する方法で正確に記録し、遅滞なく事務処理を行うことができる体制及び技術を有していること。
- (4) 委託する収入事務に係る個人情報

（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項各号に規定する個人情報をいう。）の適正な管理に必要な体制を有し、かつ、適切な措置を講じられること。

2 区長は、前項に規定する委託をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

3 区長は、第1項に規定する委託をしたときは、会計管理者に協議の上、その旨を告示し、かつ、当該収入事務に係る歳入の納入義務者の見やすい方法により公表するとともに、当該委託を受けた指定公金事務取扱者（以下この条において「収入事務受託者」という。）に収入事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならない。

4 収入事務受託者が法第243条の2第5項の規定による委託をすることができる者は、第1項各号に掲げる基準を満たす者とする。

5 前項に規定する委託を受けた者が法第243条の2第6項の規定による再委託をすることができる者は、第1項各号に掲げる基準を満たす者であって、当該委託をした収入事務受託者の許諾を得たものとする。

6 法第243条の2の5第1項に規定する区長が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
- (8) 雑入
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会計管理者が必要と認める歳入等

7 収入事務受託者又は法第243条の2第5項の規定による委託を受けた者若しくは同条第6項の規定による再委託を受けた者は、歳入を徴収し、又は収納したときは、納入者に対して当該委託契約に別に定めがある場合を除き領収書を交付するとともに、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて指定金融機関又は公金収納取扱店に払い込まなければならない。ただし、特に会計管理者の指定するものについては、領収書の発行を省略することができる。

第49条第1項中「、債権者名及び印鑑の正誤」を「及び債権者名」に改める。

第56条の見出し中「、印鑑」を削り、同条第1項中「その印鑑及び代理関係」を「その代理関係」に改め、同条第2項を削る。

第89条及び第90条を次のように改める。（支出事務の委託）

第89条 第42条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、支出事務について準

用する。

2 区長は、法第243条の2第1項その他法令の規定により支出事務を指定公金事務取扱者に委託するときは、会計管理者に協議の上、その旨を告示するとともに、当該指定公金事務取扱者（以下この章において「支出事務受託者」という。）に支出事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならない。

3 前項に規定する委託をすることができる歳入は、次に掲げるものとする。

- (1) 外国において支払をする経費
- (2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- (3) 報償金その他これに類する経費
- (4) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (5) 生活扶助費、生業扶助費その他これに類する経費（資金の交付）

第90条 区長は、前条第2項に規定する委託をした場合は、収支命令者をして支出命令書を作成させ、支出事務受託者の請求書（当該請求書を電磁的に記録したものを含む。）を添付し、会計管理者に送付させなければならない。

第91条中「部長」を「区長」に改める。

第92条第1項中「部長」を「区長」に改め、同条第2項中「前項」を「区長は、前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 支出事務受託者は、交付された資金の支払金額及び支払履歴（支払の相手方となる債権者、日付及び金額を記載したものを含む。）並びに資金の残金を記載した報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をもって、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第6号

庁 中 一 般 総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程（平成11年3月世田谷区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保 坂 展 人

第1条の2中「北沢総合支所に拠点整備担当課を、烏山総合支所」を「烏山総合支所」に改める。

第2条第1項の表副支所長の項中「街づくり課
拠点整備担当課（北沢総合支所に限る。）」を「街づくり課」に改める。

第8条の表地域振興課の部地域調整担当係長（世田谷総合支所に限る。）の項を削り、同部地域振興・防災担当係長の項中第20号を第22号とし、第10号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、同項第9号の次に次の2

号を加える。

(10) 地域の絆連携活性化事業に関すること（世田谷総合支所に限る。）。

(11) 地区まちづくり支援職員及び地区まちづくり担当職員に関すること（世田谷総合支所に限る。）。

第8条の表地域振興課の部地域施設整備担当係長（北沢総合支所及び玉川総合支所に限る。）の項を次のように改める。

地域施設整備担当係長（北沢総合支所に限る。）

(1) 北沢総合支所庁舎の整備及び改修に関すること。

(2) まちづくりセンター、区民会館及び地区会館等の計画及び建設に関すること。

第8条の表街づくり課の部街づくり担当係長の項に次の1号を加える。

(44) 拠点整備担当係長に属しないこと。

第8条の表街づくり課の部に次のように加える。

拠点整備担当係長（北沢総合支所に限る。）

(1) 鉄道上部利用計画（小田急線に係るものに限る。）の調整に関すること。

(2) 鉄道上部利用計画（小田急線に係るものに限る。）に係る都市再生整備計画事業に関すること。

(3) 下北沢駅周辺の都市計画道路の築造整備に係る設計及び調整に関すること。

(4) 下北沢駅周辺の都市計画道路の電線共同溝の建設の調整に関すること。

第8条の表拠点整備担当課の部を削る。

第9条の表生活支援課の部に次のように加える。

相談機能強化支援担当係長（北沢総合支所に限る。）

(1) 各保健福祉センターにおける業務改善に係る調整に関すること。

(2) 各保健福祉センターにおけるデジタルトランスフォーメーションの推進に係る調整に関すること。

(3) 各保健福祉センターにおける人材育成に係る調整に関すること。

第9条の表健康づくり課の部事業係の項第7号中「課内他の係等」を「保健医療担当係長及び保健相談担当係長」に改め、同部保健相談係の項を次のように改める。

保健相談担当係長

(1) 健康づくりの推進に関すること。

(2) 母子保健に関すること。

(3) 精神保健相談等に関すること。

(4) 難病、障害者（障害児を含む）、高齢者等に係る在宅療養相談に関すること。

(5) 重層的支援体制整備事業による支援（保健相談担当係長の担当事務に関するものに限る。）に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な保健相談に関すること。

別表2の部地域振興課の款中7の項及び

8の項を削り、9の項を7の項とし、10の		項から15の項までを2項ずつ繰り上げ、16		の項の前に次のように加える。	
14 地域の絆連携活性化事業に関すること。				1 地域の絆連携活性化事業の実施に関すること。	
15 地区まちづくりに関すること。				1 地区まちづくり支援職員及び地区まちづくり担当職員の発令等に関すること。	
別表2の部街づくり課の款に次のように加える。					
26 鉄道上部利用計画（小田急線に係るものに限る。）の整備に関すること。		1 鉄道上部利用計画（小田急線に係るものに限る。）を策定すること。			
別表2の部拠点整備担当課の款を削り、同表4の部健康づくり課の款2の項中「保健相談係の分掌事務」を「保健相談担当係長の担任事務」に改める。		世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。 令和7年3月31日 世田谷区長 保坂展人 第2条第1項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。 第4条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。 第35条の見出し中「及び電子署名」を削り、同条第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。 (2) 申請等（申請、届出その他の法令等の規定に基づき区の機関に対して行われる通知をいう。）に基づく処分通知等（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令等の規定に基づき区の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）として、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して発送する文書 第35条第3項を次のように改める。 3 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、公印を押印しなければならない。		(1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられている文書 (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼす文書 (3) 特定の事実を証明する文書 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管単位の長が特に必要と認める文書 第35条中第4項及び第5項を削る。 第36条第1項中「郵送」を「電子計算組織、電子メール、郵送」に改め、同条第2項中「場合は」の次に「、電子計算組織」を加える。 第37条を次のように改める。 第37条 削除 附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。	
◎世田谷区訓令甲第7号 庁 中 一 般 保 健 所 世田谷区保健所処務規程（昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号）の一部を次のように改正する。 令和7年3月27日 世田谷区長 保坂展人 第7条の表世田谷保健相談課の部保健相談係の項、北沢保健相談課の部保健相談係の項、玉川保健相談課の部保健相談係の項、砧保健相談課の部保健相談係の項及び烏山保健相談課の部保健相談係の項中「保健相談係」を「保健相談担当係長」に改める。 附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。		◎世田谷区訓令甲第8号 庁 中 一 般 総 合 支 所 児 童 相 談 所 保 健 所 出 張 所 事 業 所		◎世田谷区訓令甲第9号 庁 中 一 般 総 合 支 所 児 童 相 談 所 保 健 所 出 張 所 事 業 所 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年4月世田谷区訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。 令和7年3月31日 世田谷区長 保坂展人 別表地域行政部住民記録・戸籍課住民票集中管理・住居表示担当の部を次のように改める。	
地域行政部住民記録・戸籍課住民票集中管理・住居表示担当	住民票集中管理・住居表示担当（集中入力センターの業務を除く。）に勤務する職員 集中入力センターの業務に従事する職員	午前8時15分から午後5時15分までの間とし、その割振りは別に定める。 午前8時15分から午後5時30分までの間とし、その割振りは別に定める。	1時間とし、その制限は別に定める。 1時間とし、その制限は別に定める。	日曜日及び土曜日 日曜日及び4週間を通じ4日（毎月の第3土曜日を含め、その割振りは別に定める。）	
別表地域図書館（梅丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田図書館及び尾山台図書館を除く。以下同じ。）の部中「梅丘図書館、世田谷図書館」を「世田谷図書館」に改め、同表梅丘図書館又は世田谷図書館の部中「梅丘図書館又は」を削る。 附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行		する。 告 示 ◎世田谷区告示第130号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。		この関係図面は、令和7年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間	

世田谷区下馬一丁目101番17の内 3 変更の区域 延長 12.15メートル 幅員 0.17メートル 面積 2.16平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月3日	(2) 世田谷区羽根木二丁目1769番12の内から1769番10の内まで 3 変更の区域 (1) 延長 11.89メートル 幅員 0.60メートルから0.68メートルまで 面積 7.63平方メートル (2) 延長 11.33メートル 幅員 0.76メートルから0.90メートルまで 面積 9.48平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月3日	条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 マリス・ステラ等々カステーション 2 事業所の所在地 東京都世田谷区等々力三丁目6番15号ナノックスビル503号 3 事業者の名称 有限会社マリス・ステラ 4 廃止届受理年月日 令和7年2月26日 5 サービスの種類 居宅介護支援
◎世田谷区告示第131号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区松原四丁目1052番20の内から1052番54の内まで 3 変更の区域 延長 23.23メートル 幅員 0.63メートルから0.68メートルまで 面積 15.00平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月3日	◎世田谷区告示第134号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略	◎世田谷区告示第139号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月4日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区船橋一丁目325番33の内 3 変更の区域 延長 10.94メートル 幅員 0.78メートル 面積 8.61平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月4日
◎世田谷区告示第132号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区船橋一丁目314番1の内 3 変更の区域 延長 10.96メートル 幅員 0.63メートルから0.64メートルまで 面積 7.01平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月3日	◎世田谷区告示第135号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略	◎世田谷区告示第140号 令和7年3月3日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。 令和7年3月4日 世田谷区長 保坂展人 1 令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第7次） 2 令和6年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第2次） 3 令和6年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第2次） 4 令和6年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第2次） 別添省略
◎世田谷区告示第133号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区羽根木二丁目1769番10の内	◎世田谷区告示第136号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略 ◎世田谷区告示第137号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和7年3月3日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 セントケア等々力 2 事業所の所在地 東京都世田谷区等々力三丁目12番2号平林ビル2階 3 事業者の名称 セントケア東京株式会社 4 廃止届受理年月日 令和7年2月20日 5 サービスの種類 居宅介護支援	◎世田谷区告示第141号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月4日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1
	◎世田谷区告示第138号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82	

世 田 谷 区 公 報

2 変更の区間 世田谷区三軒茶屋一丁目90番5の内 3 変更の区域 延長 13.80メートル 幅員 0.20メートルから 0.23メートルまで 面積 3.08平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月4日	世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区立池尻北公園 2 位置 東京都世田谷区池尻四丁目27番16号 3 区域 別紙案内図のとおり 4 供用開始の期日 令和7年3月31日 別紙省略	おり 令和7年3月31日 4 供用開始の期日 別紙省略
◎世田谷区告示第142号 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月4日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 R7-1 2 認定する起終点 世田谷区千歳台二丁目790番16から772番35まで 3 道路の延長 74.73メートル 4 道路の幅員 5.00メートルから5.03メートルまで 5 道路の面積 351.26平方メートル 6 供用開始の期日 令和7年3月4日	◎世田谷区告示第145号 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和7年3月5日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区立桜丘農業公園 2 位置 東京都世田谷区桜丘四丁目19番10号 3 区域 別紙案内図のとおり 4 供用開始の期日 令和7年3月31日 別紙省略	◎世田谷区告示第148号 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。 令和7年3月5日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区立大蔵運動公園 2 位置 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号 3 区域 別紙案内図のとおり 4 変更の期日 令和7年3月31日 別紙省略
◎世田谷区告示第143号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月4日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 43-D440 2 廃止する起終点 世田谷区千歳台二丁目790番9から772番35まで 3 道路の延長 27.82メートル 4 道路の幅員 5.00メートルから5.03メートルまで 5 道路の面積 139.19平方メートル 6 廃止の期日 令和7年3月4日	◎世田谷区告示第146号 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和7年3月5日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園 2 位置 東京都世田谷区豪徳寺一丁目1番3号 3 区域 別紙案内図のとおり 4 供用開始の期日 令和7年3月31日 別紙省略	◎世田谷区告示第149号 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。 令和7年3月5日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区立岡本静嘉堂緑地 2 位置 東京都世田谷区岡本二丁目23番42号 3 区域 別紙案内図のとおり 4 変更の期日 令和7年3月31日 別紙省略
◎世田谷区告示第144号 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和7年3月5日	◎世田谷区告示第147号 世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和7年3月5日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区立給田六所神社通り公園 2 位置 東京都世田谷区上祖師谷七丁目13番6号 3 区域 別紙案内図のとおり	◎世田谷区告示第150号 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。 令和7年3月5日 世田谷区長 保坂展人 1 名称 世田谷区立成城みつ池北緑地 2 位置 東京都世田谷区成城四丁目22番31号 3 区域 別紙案内図のとおり 4 供用開始の期日 令和7年3月31日 別紙省略
	◎世田谷区告示第151号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年3月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。	

令和7年3月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区大蔵三丁目131番1の内
- 3 変更の区域
延長 54.28メートル
幅員 0.89メートルから
5.00メートルまで
面積 223.74平方メートル

◎世田谷区告示第152号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、回収不能によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則（平成4年7月世田谷区規則第86号）第9条の規定に基づき告示する。

令和7年3月6日

世田谷区長 保坂展人

回収不能によるもの

世田谷総合支所許可分

品川61-98

品川74-47

品川74-71

品川85-58

品川85-59

◎世田谷区告示第153号

令和6年4月1日世田谷区告示第245号の一部を次のように訂正する。

令和7年3月6日

世田谷区長 保坂展人

告示中「3 委託した日」を「3 指定した日」に訂正する。

◎世田谷区告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
39-6
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷一丁目127番33の内から127番35の内まで
- 3 変更の区域
延長 8.20メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 1.46平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月7日

◎世田谷区告示第155号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次

のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D323-08
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川二丁目27番4の内
- 3 変更の区域
延長 3.78メートル
幅員 0.53メートル
面積 1.87平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月7日

◎世田谷区告示第156号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-G136
- 2 変更の区間
世田谷区代田一丁目378番12の内
- 3 変更の区域
延長 10.90メートル
幅員 0.12メートルから
0.23メートルまで
面積 1.94平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月7日

◎世田谷区告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂三丁目391番8の内から391番9まで
- 3 変更の区域
延長 13.73メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月7日

◎世田谷区告示第158号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次

のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-G036
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷四丁目285番37
- 3 変更の区域
延長 17.92メートル
幅員 1.87メートル
面積 34.60平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月7日

◎世田谷区告示第159号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づき保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年3月10日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第160号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和7年3月10日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第161号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年3月10日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区桜丘四丁目5番先から世田谷区桜丘四丁目3番先まで
- 3 指定年月日
令和7年3月10日

◎世田谷区告示第162号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 21-D123-12 2 変更の区間 世田谷区若林五丁目600番2の内 3 変更の区域 延 長 5.05メートル 幅 員 0.61メートルから 0.62メートルまで 面 積 3.18平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月11日	2 変更の区間 世田谷区上馬五丁目30番16 3 変更の区域 延 長 19.48メートル 幅 員 0.25メートル 面 積 4.91平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月12日	地先無番から3197番5地先無番まで 3 廃止の期日 令和7年3月12日
◎世田谷区告示第163号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月11日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区代田三丁目430番10の内 3 変更の区域 延 長 12.81メートル 幅 員 0.30メートルから 0.53メートルまで 面 積 6.16平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月11日	◎世田谷区告示第166号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 40-1 2 供用開始の区間 世田谷区大蔵二丁目132番16 3 供用開始の区域 面積 20.20平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月12日	◎世田谷区告示第169号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区玉堤一丁目2294番8の内 3 変更の区域 延 長 17.77メートル 幅 員 0.18メートル 面 積 3.24平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月12日
◎世田谷区告示第164号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和7年3月11日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定取消番号 第2942号 2 指定取消年月日 令和7年2月12日 3 指定取消の位置 世田谷区用賀二丁目126番2の一部、126番3の一部及び126番4の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 25.33メートル 6 申請者氏名 株式会社 B y S e s 代表取締役 二階堂 昇吾	◎世田谷区告示第167号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 6-4 2 変更の区間 世田谷区喜多見七丁目3197番3から3200番22まで 3 変更の区域 延 長 20.01メートル 幅 員 0.24メートルから 0.50メートルまで 面 積 6.06平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月12日	◎世田谷区告示第170号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区上野毛一丁目10番の内 3 変更の区域 延 長 37.71メートル 幅 員 0.18メートル 面 積 6.88平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月12日
◎世田谷区告示第165号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1	◎世田谷区告示第168号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 45-G350 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区喜多見七丁目3198番地先無番から3197番1地先無番まで （新）世田谷区喜多見七丁目3198番	◎世田谷区告示第171号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月12日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 40-1 2 変更の区間 世田谷区桜上水一丁目136番12 3 変更の区域 延 長 16.92メートル 幅 員 0.25メートル 面 積 4.23平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月12日

◎世田谷区告示第172号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年3月12日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区宇奈根二丁目8番内
- 3 指定年月日
令和7年3月12日

◎世田谷区告示第173号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年3月13日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第174号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年3月13日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定による指定公金事務取扱者の事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
しもきた商店街振興組合
- 2 所在地
変更前 世田谷区代田六丁目1番28号白洋ビル2F
変更後 世田谷区北沢二丁目24番6号北口共同ビル地下1階
- 3 変更年月日
令和6年11月26日

◎世田谷区告示第176号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように開始する。

この関係図面は、令和7年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D701-02
- 2 供用開始の区間
世田谷区北沢一丁目363番12の内
- 3 供用開始の区域
延長 0.30メートル
幅員 0.18メートルから
0.19メートルまで
面積 0.05平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月14日

◎世田谷区告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区若林二丁目516番21の内
- 3 変更の区域
延長 17.53メートル
幅員 0.20メートルから
0.25メートルまで
面積 3.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月14日

◎世田谷区告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区船橋一丁目123番16から123番17まで
- 3 供用開始の区域
延長 6.67メートル
幅員 0.00メートルから
3.65メートルまで
面積 11.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月14日

◎世田谷区告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1

- 2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目68番19の内
- 3 変更の区域
延長 11.19メートル
幅員 0.73メートルから
0.89メートルまで
面積 9.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月14日

◎世田谷区告示第180号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第67号）第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

令和7年3月14日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 （1時間当たり）
1	特殊作業員	3,177円
2	普通作業員	2,848円
3	軽作業員	1,966円
4	造園工	2,880円
5	法面工	3,549円
6	とび工	3,496円
7	石工	3,485円
8	ブロック工	3,241円
9	電工	3,464円
10	鉄筋工	3,464円
11	鉄骨工	3,145円
12	塗装工	3,666円
13	溶接工	3,932円
14	運転手（特殊）	3,241円
15	運転手（一般）	2,699円
16	潜かん工	3,932円
17	潜かん世話役	4,707円
18	さく岩工	4,208円
19	トンネル特殊工	3,804円
20	トンネル作業員	3,294円
21	トンネル世話役	4,304円
22	橋りょう特殊工	3,698円
23	橋りょう塗装工	3,772円
24	橋りょう世話役	4,314円
25	土木一般世話役	3,443円
26	高級船員	4,059円
27	普通船員	3,273円
28	潜水土	5,302円
29	潜水連絡員	3,879円
30	潜水送気員	3,762円
31	山林砂防工	3,411円

世 田 谷 区 公 報

32	軌道工	6,099円
33	型わく工	3,369円
34	大工	3,230円
35	左官	3,507円
36	配管工	3,039円
37	はつり工	3,199円
38	防水工	3,836円
39	板金工	3,634円
40	タイル工	2,880円
41	サッシ工	3,411円
42	屋根ふき工	3,602円
43	内装工	3,507円
44	ガラス工	3,358円
45	建具工	－
46	ダクト工	3,145円
47	保温工	2,944円
48	建築ブロック工	－
49	設備機械工	2,975円
50	交通誘導警備員 A	2,147円
51	交通誘導警備員 B	1,870円
52	上記以外の職種	1,460円

備考

- 1 第 1 号から第 51 号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における 51 職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第 1 号から第 51 号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
- (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,619 円
- (2) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第 52 号に掲げる額
- 3 「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「－」で表示する。
- 附 則
- この告示は、令和 7 年 4 月 1 日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。

◎世田谷区告示第 181 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 17 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 17 日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
(1) 40－1

- (2) 28－1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区祖師谷二丁目 41 番 25 の内
(2) 世田谷区祖師谷二丁目 41 番 25 の内
- 3 変更の区域
(1) 延 長 23.73メートル
幅 員 0.04メートルから
0.18メートルまで
面 積 4.95平方メートル
(2) 延 長 24.88メートル
幅 員 0.65メートルから
0.74メートルまで
面 積 17.39平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 3 月 17 日

◎世田谷区告示第 182 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
28－1

2 変更の区間
世田谷区北烏山六丁目 1644 番 23 の内

3 変更の区域
延 長 16.47メートル
幅 員 0.63メートル
面 積 10.47平方メートル

4 供用開始の期日
令和 7 年 3 月 18 日

◎世田谷区告示第 183 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号
11－D070－05

2 変更の区間
世田谷区大原一丁目 1099 番 25 の内

3 変更の区域
延 長 9.36メートル
幅 員 0.83メートル
面 積 7.83平方メートル

4 供用開始の期日
令和 7 年 3 月 18 日

◎世田谷区告示第 184 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から

- 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
- 令和 7 年 3 月 18 日
世田谷区長 保 坂 展 人
- 1 指定番号
33－D587－06
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川二丁目 77 番 39 の内
- 3 変更の区域
延 長 5.29メートル
幅 員 0.59メートルから
0.61メートルまで
面 積 3.20平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 3 月 18 日

◎世田谷区告示第 185 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号
(1) 11－D213－07
(2) 11－G163
(3) 11－G163

2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢三丁目 573 番 50 の内
(2) 世田谷区北沢三丁目 573 番 52 の内
(3) 世田谷区北沢三丁目 566 番 2 の内

3 変更の区域
(1) 延 長 0.10メートル
幅 員 0.63メートル
面 積 0.06平方メートル
(2) 面 積 0.04平方メートル
(3) 延 長 0.10メートル
幅 員 0.93メートル
面 積 0.09平方メートル

◎世田谷区告示第 186 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号
(1) 11－D213－06
(2) 11－G163
(3) 11－G163

2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢三丁目 573 番 45 の内から 573 番 50 の内まで
(2) 世田谷区北沢三丁目 573 番 47 から 573 番 52 の内まで
(3) 世田谷区北沢三丁目 566 番 2 の内

3 変更の区域
(1) 延 長 24.99メートル

幅 員 0.40メートルから 0.72メートルまで (2) 面 積 12.57平方メートル 延 長 14.73メートル 幅 員 0.75メートルから 0.89メートルまで (3) 面 積 12.27平方メートル 延 長 7.79メートル 幅 員 0.93メートルから 0.99メートルまで 面 積 7.48平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 18 日	号アトリエンテ祖 師谷 B 1 階 3 事業者の名称 P e a k C a r e 株式会社 4 指定年月日 令和 7 年 4 月 1 日 5 サービスの種類 居宅介護支援	世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 12－G073 2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区太子堂三丁目84番 5 地先無番から84番20地先無番 まで (新) 世田谷区太子堂三丁目84番20 地先無番 3 廃止の期日 令和 7 年 3 月 25 日
◎世田谷区告示第187号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 3 月 19 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 3 月 19 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 37－28 2 変更の区間 世田谷区代沢三丁目196番119 3 変更の区域 延 長 11.15メートル 幅 員 0.17メートル 面 積 1.97平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 19 日	◎世田谷区告示第190号 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115 条の22第 1 項の規定により指定介護予防支 援事業者を指定したので、同法第115条の30 第 1 号の規定により告示する。 令和 7 年 3 月 21 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 事業所の名称 ケアプランサービ ス陽だまり 2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖 師谷四丁目26番 3 号アトリエンテ祖 師谷 B 1 階 3 事業者の名称 P e a k C a r e 株式会社 4 指定年月日 令和 7 年 4 月 1 日 5 サービスの種類 介護予防支援	◎世田谷区告示第194号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 3 月 25 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 3 月 25 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区経堂三丁目325番 7 の内 3 変更の区域 延 長 7.24メートル 幅 員 0.62メートルから 0.63メートルまで 面 積 4.56平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 25 日
◎世田谷区告示第188号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 3 月 19 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 3 月 19 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区宮坂一丁目2571番 2 の内 3 変更の区域 延 長 12.10メートル 幅 員 0.77メートルから 0.90メートルまで 面 積 9.94平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 19 日	◎世田谷区告示第191号 令和 6 年 4 月 1 日世田谷区告示第217号 の一部を次のように訂正する。 令和 7 年 3 月 24 日 世田谷区長 保 坂 展 人 告示中「3 委託した日」を「3 指定 した日」に訂正する。 ◎世田谷区告示第192号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次 のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定 に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 3 月 25 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 3 月 25 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 11－D701－06 2 変更の区間 世田谷区北沢一丁目363番18から 363番 8 の内まで 3 変更の区域 延 長 17.08メートル 幅 員 0.17メートルから 0.20メートルまで 面 積 3.29平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 25 日	◎世田谷区告示第195号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の 規定に基づき、特別区道路線の区域を次の ように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 3 月 25 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 3 月 25 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区船橋五丁目1123番20の内 3 変更の区域 延 長 12.54メートル 幅 員 0.77メートルから 0.78メートルまで 面 積 9.82平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 25 日
◎世田谷区告示第189号 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事 業者を指定したので、同法第85条第 1 号の 規定により告示する。 令和 7 年 3 月 21 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 事業所の名称 ケアプランサービ ス陽だまり 2 事業所の所在地 東京都世田谷区祖 師谷四丁目26番 3	◎世田谷区告示第193号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を 次のように廃止する。 この関係図面は、令和 7 年 3 月 25 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 3 月 25 日	◎世田谷区告示第196号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線を次のよ うに廃止する。 この関係図面は、令和 7 年 3 月 25 日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 3 月 25 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 32－G009－01

世田谷区公報

2 廃止する起終点 世田谷区尾山台二丁目156番13地 先無番 3 廃止の期日 令和7年3月25日	◎世田谷区告示第200号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 31-G036 2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目21番6の内 3 変更の区域 延長 11.53メートル 幅員 1.08メートルから 1.09メートル 面積 12.64平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月25日	条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 船橋あんしんすこやかセンター 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋四丁目3番2号 3 事業者の名称 社会福祉法人古木会 4 指定年月日 令和7年4月1日 5 サービスの種類 介護予防支援
◎世田谷区告示第197号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区尾山台二丁目156番13地 先無番 3 変更の区域 延長 9.97メートル 幅員 0.25メートルから 0.26メートルまで 面積 2.80平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月25日	◎世田谷区告示第201号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 22-G137 2 変更の区間 世田谷区桜上水三丁目12番27 3 変更の区域 延長 27.68メートル 幅員 0.52メートルから 0.53メートルまで 面積 14.63平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月25日	◎世田谷区告示第204号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 アズールリハビリ デイサービス 2 事業所の所在地 東京都世田谷区上北沢一丁目15番3号 3 事業者の名称 一般社団法人碧空 4 指定年月日 令和7年4月1日 5 サービスの種類 地域密着型通所介護
◎世田谷区告示第198号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区下馬三丁目50番125の内 3 変更の区域 延長 8.00メートル 幅員 0.48メートル 面積 3.89平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年3月25日	◎世田谷区告示第202号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防支援事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 船橋あんしんすこやかセンター 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋四丁目3番2号 3 事業者の名称 社会福祉法人ノテ福祉会 4 廃止届受理年月日 令和7年1月30日 5 サービスの種類 介護予防支援	◎世田谷区告示第205号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月26日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 (3) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区北烏山七丁目2296番4の内から2301番1の内まで (2) 三鷹市牟礼二丁目1531番の内から1524番1の内まで (3) 世田谷区北烏山五丁目2334番2の内から2332番1の内まで 3 変更の区域 (1) 延長 44.13メートル 幅員 1.99メートル 面積 87.47平方メートル (2) 延長 48.98メートル 幅員 2.00メートル 面積 97.93平方メートル (3) 延長 35.62メートル 幅員 2.00メートル 面積 73.38平方メートル
◎世田谷区告示第199号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区下馬三丁目50番125の内 3 変更の区域 延長 0.10メートル 幅員 0.48メートル 面積 0.04平方メートル	◎世田谷区告示第203号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115	◎世田谷区告示第206号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢四丁目133番11の内
- 3 変更の区域
延長 7.73メートル
幅員 0.50メートルから
0.60メートルまで
面積 4.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月26日

◎世田谷区告示第207号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
12-Z004
- 2 区間
世田谷区池尻三丁目312番2地先無番から312番4地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和7年3月26日

◎世田谷区告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山三丁目222番7の内
- 3 変更の区域
延長 11.94メートル
幅員 0.36メートル
面積 4.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月26日

◎世田谷区告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北沢四丁目644番の内
(2) 世田谷区北沢四丁目641番2の内から644番の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 12.82メートル
幅員 0.29メートルから
0.44メートルまで
面積 5.26平方メートル
(2) 延長 22.52メートル
幅員 0.00メートルから
0.26メートルまで
面積 3.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月26日

◎世田谷区告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区若林四丁目206番20の内から206番60まで
- 3 変更の区域
延長 13.55メートル
幅員 0.64メートルから
0.81メートルまで
面積 9.46平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月26日

◎世田谷区告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目452番2の内
- 3 変更の区域
延長 6.68メートル
幅員 0.27メートルから
0.28メートルまで
面積 1.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月26日

◎世田谷区告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和 年 月 日か

ら15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目452番2の内
- 3 変更の区域
延長 0.05メートル
幅員 0.27メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第213号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D243-10
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢二丁目980番11の内
- 3 変更の区域
延長 7.23メートル
幅員 0.64メートル
面積 4.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年3月26日

◎世田谷区告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
パナソニックエイジフリーケアセンター世田谷南烏山・小規模多機能
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区南烏山二丁目19番1号
- 3 事業者の名称
パナソニックエイジフリー株式会社
- 4 廃止届受理年月日
令和7年2月26日
- 5 サービスの種類
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型

世 田 谷 区 公 報

サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和7年3月26日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事業所の名称 | パナソニックエイ
ジフリーケアセン
ター世田谷千歳烏
山・看護小規模多
機能 |
| 2 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区南
烏山二丁目19番1
号 |
| 3 | 事業者の名称 | パナソニックエイ
ジフリー株式会社 |
| 4 | 指定年月日 | 令和7年4月1日 |
| 5 | サービスの種類 | 看護小規模多機能
型居宅介護 |

◎世田谷区告示第216号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和7年3月27日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第217号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。

令和7年3月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 名 称 | 世田谷区立玉川
野毛町公園 |
| 2 | 位 置 | 東京都世田谷区
野毛一丁目25番
1号 |
| 3 | 区 域 | 別紙案内図のと
おり |
| 4 | 変 更 の 期 日 | 令和7年3月27
日 |

別紙省略

◎世田谷区告示第218号

令和7年3月27日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和7年3月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 令和7年度世田谷区一般会計予算 |
| 2 | 令和7年度世田谷区国民健康保険事業会計予算 |
| 3 | 令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計予算 |
| 4 | 令和7年度世田谷区介護保険事業会計予算 |
| 5 | 令和7年度世田谷区学校給食費会計予算 |

別添省略

◎世田谷区告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 認定番号 | 32-27 |
| 2 | 変更の区間 | 世田谷区代田六丁目1051番57の内 |
| 3 | 変更の区域 | 延 長 11.08メートル
幅 員 0.18メートル
面 積 2.01平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年3月28日 |

◎世田谷区告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 認定番号 | (1) 59-5
(2) 28-1
(3) 28-1 |
| 2 | 変更の区間 | (1) 世田谷区八幡山二丁目266番30の内
(2) 世田谷区八幡山二丁目269番7から266番30の内まで
(3) 世田谷区八幡山二丁目270番12地先無番 |
| 3 | 変更の区域 | (1) 延 長 5.56メートル
幅 員 1.25メートル
面 積 9.31平方メートル
(2) 延 長 21.61メートル
幅 員 0.49メートルから
1.57メートルまで
面 積 23.44平方メートル
(3) 延 長 1.97メートル
幅 員 0.29メートルから
1.15メートルまで
面 積 1.41平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年3月28日 |

◎世田谷区告示第221号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|------|-------------|
| 1 | 指定番号 | (1) 22-G189 |
|---|------|-------------|

(2) 22-G189

2 変更の区間

- | | |
|-----|--------------------------|
| (1) | 世田谷区八幡山二丁目269番6から269番2まで |
| (2) | 世田谷区八幡山二丁目270番1 |

3 変更の区域

- | | | |
|-----|-----|--------------------------|
| (1) | 面 積 | 8.53平方メートル |
| (2) | 延 長 | 51.18メートル |
| | 幅 員 | 1.15メートルから
3.15メートルまで |
| | 面 積 | 188.42平方メートル |

4 供用開始の期日

令和7年3月28日

◎世田谷区告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 認定番号 | 28-1 |
| 2 | 変更の区間 | 世田谷区代田一丁目363番6の内
から363番5の内まで |
| 3 | 変更の区域 | 延 長 19.25メートル
幅 員 0.18メートルから
0.21メートルまで
面 積 3.77平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年3月28日 |

◎世田谷区告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 認定番号 | 28-1 |
| 2 | 変更の区間 | 世田谷区太子堂三丁目87番19の内 |
| 3 | 変更の区域 | 延 長 12.68メートル
幅 員 0.43メートルから
0.53メートルまで
面 積 6.22平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年3月28日 |

◎世田谷区告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号 (1) 33-59 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区桜上水一丁目129番23 (2) 世田谷区桜上水一丁目129番 4 3 変更の区域 (1) 延 長 5.89メートル 幅 員 0.27メートル 面 積 1.61平方メートル (2) 延 長 14.93メートル 幅 員 0.95メートルから 0.97メートルまで 面 積 14.41平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 31 日	42-G069-03 2 指定する起終点 世田谷区上祖師谷二丁目424番18 の内 3 用途 区管理道路	競争入札参加資格の等級及び順位若しくは順位ののみ又はそれらを算出するための審査をいう。 8 決算日等 (1) 決算日とは、次に掲げる日をいう。 ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日 イ 個人 12月末日 (2) 決算月とは、(1)に定める決算日の属する月をいう。 (3) 決算年度とは次に掲げるものをいう。 ア 法人 事業年度 イ 個人 (1)イの決算日以前1年間 9 審査基準日 登録申請を行うに当たり、基準として定める日付をいう。登録申請は、申請日の内容によると定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。 (1) 経審を必要とする業種に登録申請する者 申請時において有効な経審の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）とする。 (2) 経審を必要としない業種のみに登録申請する者 申請時直近の決算手続が終了している決算日とする。 10 審査対象事業年度 審査基準日を含む決算年度をいう。 11 C O R I N S 一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した、官公庁工事実績情報データベースをいう。 12 資格有効期限 登録申請を行った月の直前の決算月の翌月から1年8箇月の末日までとする。 なお、資格有効期限後、さらに継続して競争入札参加資格の登録を希望する者は、前回登録申請直後の決算月の翌月から（登録申請を行った月が決算月の場合は、登録申請を行った翌月から）資格有効期限までに登録申請を行い承認されなければならない。 13 適用年月日 建設工事等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録された日とする。 14 行政書士 行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条第1項の規定による行政書士名簿の登録を受けた者をいう。 15 代理申請 行政書士が、申請者に代わって、登録申請等を行うことをいう。
◎世田谷区告示第225号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月31日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 42-G069-1 2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区上祖師谷二丁目424番17の内 (新) 世田谷区上祖師谷二丁目424番17 3 廃止の期日 令和7年3月31日	◎世田谷区告示第228号 平成22年4月30日世田谷区告示第335号の全部を次のように改正する。 令和7年3月31日 世田谷区長 保 坂 展 人 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、世田谷区が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合を除く。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。 第1 用語の定義 この告示における用語の定義は、次による。 1 業種 世田谷区が発注する建設工事等の種類について、別表2に定めたものをいう。 2 許可 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可をいう。 3 経審 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査をいう。 4 競争入札参加資格 世田谷区が発注する建設工事等の請負契約についての競争入札に参加するための資格をいう。 この競争入札参加資格は申請者の施行能力に基づき、別表2に掲げた業種ごとに等級を定め、併せて同一等級内において順位を定める。また、等級を定めない業種にあっては、順位のみを定める。 競争入札参加資格を得た者は、世田谷区における建設工事等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。 5 登録申請 競争入札参加資格を得て、競争入札参加資格者名簿に登録されることを目的として、申請を行うことをいう。 6 共同運営電子調達サービス 東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して住民サービスの向上と行政の高度化・効率化を図ることを目的として共同で運営している、入札情報・電子入札・資格審査サービスからなる東京電子自治体共同運営電子調達サービスをいう。 7 格付 共同運営電子調達サービスが算出する	第2 競争入札参加資格の申請 登録申請をしようとする者は、次により申請を行わなければならない。ただし、第4の競争入札の参加者の資格のうち、第4の1の地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は、申請を行うことができない（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同
◎世田谷区告示第226号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和7年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月31日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 42-G069-02 2 指定する起終点 世田谷区上祖師谷二丁目424番18の内 3 用途 区管理道路	◎世田谷区告示第227号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和7年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月31日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号	15 代理申請 行政書士が、申請者に代わって、登録申請等を行うことをいう。
◎世田谷区告示第227号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和7年3月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年3月31日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号	1 指定番号	15 代理申請 行政書士が、申請者に代わって、登録申請等を行うことをいう。

意を得ている者は、同項の規定に該当しない者とする。以下同じ。).

1 申請者の区分

登録申請を行うことができる者の区分は、次のとおりとする。

(1) 単体企業等

個人又は法人のほか、(2)に含まれない者（法人格を有するものに限る。).

(2) 事業協同組合

中小企業等協同組合法第3条第1号に定める事業協同組合（以下「組合」という。）をいう（組合の登録申請その他に関することは、世田谷区告示第229号において定める。).

2 申請の条件等

競争入札参加資格については、次に定

める必要な条件を備えていなければならない。

(1) 納税に関する条件

法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方消費税を完納していなければならない。

(2) 業種ごとの条件

登録申請時に、世田谷区と契約する営業所において各業種ごとに別表2に記載した登録申請に必要な条件等を満たしていなければならない。経審必要業種に申請する場合、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する適用事

業、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。

また、申請に当たり必要とする経審の種類の総合評定値P点を有していなければならない。

(3) 同時に登録申請することができない業種

次の表の左欄及び右欄に掲げる業種の組合せについては、同時に競争入札参加資格を得ることができない。

	左欄 業種番号、業種名	右欄 業種番号、業種名
組合せ その1	07 建築工事 29 コンクリートプレハブ 30 鉄骨プレハブ	08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事 3100 解体工事 3101 ひき家 37 一般塗料 38 橋りょう塗装
組合せ その2	01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事 08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事	11 建築設計 12 土木設計 13 設備設計 14 測量 15 地質調査

第3 申請方法

1 申請方法

登録申請をしようとする者は、インターネットを利用して下記共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信しなければならない。

ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

2 電子証明書の購入及び登録

登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局より「I Cカード電子証明書」を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録することを必要とする。

行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。

3 申請に使用できる文字

申請に使用できる文字は、J I S第1水準及び第2水準とする。

申請内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。

4 必要書類の送付

申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付しなければならない。

なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）

・財務諸表（審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の決算によるもの）

・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）
・登記事項証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）
・法人事業税の納税証明書
・納税証明書その1（第2 2(1)の納付済額を証明するもの）
（いずれも正本）

5 受付番号

登録申請を行い承認された者については、10桁の数字により構成される受付番号を付す。

6 受付票の印刷

登録申請を行い承認された者は、第3の1に記載した共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を自ら印刷し、適用年月日以後使用することができる。ただし、受付票に実印、使用印又は代理人印が押印されていないもの及び裏面に印鑑証明書がちょう付されていないものは無効とする。

第4 競争入札の参加者の資格

1 世田谷区は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者を競争入札に参加させることができない。

2 世田谷区は、競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して

不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) (1)から(6)により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 次のいずれかに該当する者は競争入札に参加できない。

(1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。

(2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

(3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど積極的に暴力団の維持、運営に協力又は関与しているとき。		などしているとき。	競争入札参加資格は、個々の申請者が申請した各業種ごとに審査を行い、各業種別に等級及び順位又は順位のみを定める。
(4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。		4 競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格の登録申請を行うことができる条件を欠くこととなった者は競争入札に参加できない。	2 等級区分と審査方法
(5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する		第 5 競争入札参加資格の審査基準	(1) 等級区分
		1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定	各業種における等級区分と順位は下記のとおりとする。
業種番号、業種名		等級区分	
01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事		A B C D E の 5 等級。 同一等級内において順位を定める。	
08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事		A B C D の 4 等級。 同一等級内において順位を定める。	
上記以外の業種		等級を定めず、順位のみを定める。	
(2) 等級と順位を決定する業種の審査方法		(カ) W 6 は、別表11(6)により算出した数値とする。	
競争入札参加資格の審査は、各業種別に下記 3 に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。		(キ) W 7 は、別表11(7)により算出した数値とする。	
3 (1)に定める方法により算出した客観等級及び 3 (2)に定める方法により算出した主観等級により、当該業種の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した業種の等級はその一致した等級とし、相違した場合は、いずれか低い方を当該業種の等級とする。		(ク) W 8 は、別表11(8)により算出した数値とする。	
同一等級内の順位については、3 (1)で算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。		(ケ) W 9 は、別表11(9)により算出した数値とする。	
なお、順位付けについては、共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者すべてを対象として行う。		イ 登録申請に経審を必要としない業種	
(3) 順位のみを決定する業種の審査方法		下記 4 で定める経審不要業種の客観点数算出方法による点数とする。	
上記(2)と同じ方法により等級の決定及び順位付けを行った申請者を等級、順位順に並べた後、等級と順位が最上位の者を 1 位として、等級を定めず降順に順位付けのみを行う。		(2) 主観的審査事項	
(4) 同一客観点の申請者の順位の決定		下記アからウまでにより業種別に算出した主観点数を別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。	
同一等級内において客観点が同じ点数となった申請者については、下記の優先順位により順位付けを行う。		ア 最高完成工事（業務）経歴	
ア 当該業種の完成工事（完成）高の高位順		申請者は、下記のすべての条件を満たす過去の最高完成工事（業務）経歴を、発注者別（発注者区分は別表 3 のとおり。）に申請するものとする。	
イ 自己資本額の高位順		(ア) 施行内容が登録申請を行う業種に該当するものであること。	
ウ これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。		(イ) 申請者が審査基準日の属する月の末日以前 7 年間（業種番号 02 橋りょう工事、03 河川工事、19 しゅんせつ埋立て、25 地下鉄工事については 9 年間）の間に完成させたものであること。	
(5) 等級順位等を得られない場合		(ウ) 申請者が指定地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県。ただし、山梨県又は静岡県に本店を有する者は、この両県を加える。）内において施行し、完成させたものであること。ただし、下記の業種については指定地域の条件を除外する。	
主観的審査事項における最高完成工事（業務）経歴がない業種の競争入札			
指定地域内施行の条件を除外する業種（業種番号・業種名）			
11 建築設計 12 土木設計 13 設備設計			
14 測量 17 船舶 19 しゅんせつ埋立て			
21 潜かん 23 シールド工事 24 推進工事			
25 地下鉄工事 43 水門門扉 45 水処理装置			
46 焼却設備 52 計装装置 53 沈砂池・沈殿池機械設備工事			
55 送風機機械設備工事 56 ばっ気槽散気設備工事 57 汚泥脱水設備工事			
58 消化槽機械設備工事 59 ガス貯留設備工事 61 水道管更生工事			

62 石綿処理 97 パイプライニング 99(15) ろ過層処理		
(エ) 都区市町村又は他官公庁（別表 3 のとおり）と契約した請負金額が 2,500 万円以上となる工事を申請する場合は、各業種別に定めた C O R I N S の工種（別表 4 のとおり）に登録されたものでなければならない。 なお、登録は受注時登録又はしゅん工時登録のいずれかにお	いて登録があればよいものとする。 (オ) 建設共同企業体において施行した工事経歴により申請を行う場合は、請負金額に当該共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とすること。 (カ) 一件の最高完成工事（業務）経歴については、複数の業種の	最高完成工事（業務）経歴として申請することはできない。ただし、下記の表の左欄の業種に申請したものを右欄の業種の最高完成工事（業務）経歴として申請する場合及び(キ)に該当する場合を除く。
左欄（業種番号、業種名）		右欄（業種番号、業種名）
23 シールド工事 24 推進工事		04 水道施設工事 05 下水道施設工事 25 地下鉄工事
(キ) 複数の業種で構成された施行案件を最高完成工事（業務）経歴として申請を行う場合は、当該施行案件の全体の請負金額の中で、申請する業種を施行した部分のみの金額により申請を行うこと。この場合は、当該業種の施行部分についての請負金額を明らかにする積算内訳書等を提示できるようにしておかなければならない。ただし、当該業種の施行金額が全体の 50%（業種番号 07 の建築工事においては 70%）を超えている場合は、当該施行案件を一つの業種の最高	完成工事（業務）経歴として申請することを条件に、請負金額全額を最高完成工事（業務）経歴の金額として申請を行うことができる。 (ク) 単価契約等により、一定期間に同様の工事等を複数回にわたり施行した工事（業務）経歴により申請を行う場合、1 回当たりの施行における最高金額により申請をしなければならない(期間満了後の総支払金額を請負金額として申請してはならない。) イ 主観点数 上記アにより発注者区分別に申請	した当該業種の最高完成工事(業務)経歴のうち、最も高額な金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては請負金額に 2 分の 1 を乗じた金額とする。）を当該業種の主観点数とする。 ウ 主観点数加算率 下記の条件に該当する場合については、各条件別に記載した加算率により主観点数の加算を行う。 なお、複数の条件に該当した場合の主観点への加算は、加算率を合計して行う。
主観点数加算条件		
条件 1	申請者が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）で規定する中小企業であり、かつ本店が東京都内にある場合（業種番号 01 道路舗装工事から業種番号 10 空調工事までの業種のみ適用）	20%
条件 2	I S O（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件 3 に該当しない者）	3 %
条件 3	I S O（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 の認証取得を得た後、3 年以上登録を継続し、1 回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5 %
条件 4	I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、(一財) 持続性推進機構認証のエコアクション 21、(一社) エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証）、特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件 5 に該当しない者）	3 %
条件 5	I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、(一財) 持続性推進機構認証のエコアクション 21、(一社) エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証）、特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証取得を得た後、3 年以上登録を継続し、1 回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5 %
※ 条件 1 の中小企業の条件は、中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に定める基準とする。		
※ I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、(一財) 持続性推進機構認証のエコアクション 21、(一社) エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証）、特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の重複取得による加算率の合計は行わない。		
※ 条件 2 から 5 の I S O については、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を、世田谷区と契約する営業所等において取得している場合とする。		
また、エコアクション 21、エコステージ、K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については、次の表に掲げるとおりとする。		
エコアクション 21	(一財) 持続性推進機構の認証を取得していること。	
エコステージ	(一社) エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ 2 以上の認証を取得していること。	
K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード	特定非営利活動法人 K E S 環境機構又は特定非営利活動法人 K E S 環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ 2 以上の認証を取得していること。	
4 経審不要業種の客観点数の算出方法 登録申請を行い承認された業種のうち、経審を必要としない業種に関する客観点	数は、下記の(1)から(5)により算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。 客観点数 = 0.25 × X 1 + 0.15 × X 2 + 0.2	× Y + 0.25 × Z + 0.15 × W (1) 完成工事(完成)高による点数(X 1)

当該業種の完成工事（完成）高の金額（審査対象事業年度を含む2年平均又は3年平均を選択）を、別表5にあてはめて得た評点をX1とする。

(2) 自己資本額及び平均利益額による点数（X2）

下記のX21とX22の点数を別表8にあてはめて得た評点をX2とする。

ア 自己資本額点数（X21）

審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額（2年平均）を、別表6にあてはめて得た評点をX21とする。

イ 平均利益額点数（X22）

審査対象事業年度と前審査対象事業年度の、利払前税引前償却前利益（営業利益＋減価償却実施額）の2年平均の額を別表7にあてはめて得た評点をXとする。

(3) 納税額による点数（Y）

審査対象事業年度の法人税又は所得税の納税済額を、別表9にあてはめて得た評点をYとする。

(4) 技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数（Z）

下記のZ1の点数に5分の4を乗じたものとZ2の点数に5分の1を乗じたものの合計した数値をZとする。

ア 技術職員数点数（Z1）

登録申請を行った業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、別表10(1)にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とする。

なお、1人の職員につき技術職員として申請できるのは2業種までとする。

技術職員数値＝1級監理受講者数×6＋1級技術者数×5＋基幹技能者数×3＋2級技術者数×2＋その他技術者数×1

※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの（ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限る。）。

※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

イ 年間平均元請完成工事（完成）

高点数（Z2）

当該業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成工事（完成）高の金額を、別表10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。ただし、審査対象事業年度を含む2年平均又は3年平均の選択については、X1（完成工事高）の方法と同一でなければならない。

(5) その他社会性等による点数（W）
下記のW1からW4までの合計した数値を別表11(5)にあてはめて得た評点をWとする。

ア W1は、別表11(1)2.経審を必要としない業種により算出した数値とする。

イ W2は、別表11(2)により算出した数値とする。

ウ W3は、別表11(3)により算出した数値とする。

エ W4は、別表11(4)により算出した数値とする。

5 変更申請に伴う主観点数の再審査

ISO14000シリーズの14001、エコアクション21、エコステージ又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダード及びISO9000シリーズの9001（以下「ISO関連」という。）に関する変更申請があった場合は、上記3(2)ウ主観点数加算率による主観点数の再審査を行う。ただし、業種番号01道路舗装工事から業種番号10空調工事までの業種については、資本金又は本店所在地に関する変更申請があった場合も、主観点数の再審査を行う。

第6 申請内容を証明する書類

登録申請者は、申請後に世田谷区から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

第7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

競争入札参加資格の審査結果は、審査が終了次第、登録申請者が共同運営電子調達サービスにて確認を行う。

2 資格の取消し

以下の場合には直ちに、競争入札参加資格の取消申請をすること。

なお、以下の定めにかかわらず、競争入札参加資格の有資格者の事情により、その資格の全部又は登録業種の一部を取り消すことかできる。

(1) 資格有効期限内に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。

(2) この告示による競争入札参加資格を有する者が、資格有効期限内に各業種に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。

3 変更申請

申請内容のうち、以下の内容に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。ただし、以下の内容以外の変更（合併、分割又は事業譲渡により企業再編を行った場合を除く。）については、既に登録している資格を取り消し、あらたに登録申請を行わなければならない。

(1) 建設業許可番号

(2) 商号又は名称

(3) 代表者

(4) 本店所在地

(5) 登記上の本店所在地

(6) 使用印の登録有無

(7) 代理人

(8) 資本金

(9) 担当者

(10) ISO関連

(11) 実印、代理人印又は使用印

4 登録業種の追加

次期の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加を申請することはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札参加資格を与えない。

競争入札参加資格の有資格者となった後、虚偽の申請をしたことが判明した者については、世田谷区が定める期間、競争入札への参加はできない。

第8 代理申請

1 行政書士による行政書士登録

(1) 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は、事前にセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「行政書士用電子証明書」を購入の上、インターネットを利用して下記共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、電子証明書その他の必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。

ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

(2) 登録に使用できる文字

行政書士の登録に使用できる文字は、JIS第1水準及び第2水準とする。

登録内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、登録可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて登録を行うこと。

(3) シリアル番号

行政書士の登録を行った者については、8けたの数字により構成されるシリアル番号を付す。

(4) 登録の取消し

行政書士の登録は、行政書士の事情により、いつでもその登録を取り消すことができる。ただし、行政書士法第7条第1項の規定に該当することとなった場合は、直ちに登録の取消しをしなければならない。

(5) 変更登録

行政書士の登録内容のうち、以下の内容に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに当該内容の変更を登録しなければならない。

ア 行政書士名

イ 行政書士登録番号

ウ 商号又は名称

エ 事務所所在地

オ 電子メールアドレス

カ 電話番号

2 申請者による代理申請の設定及び解除
代理申請を依頼する申請者は、共同運

営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も同様とする。 なお、行政書士による行政書士登録の取消しがあったときは、当該行政書士にかかる代理申請の設定は解除されるものとする。 3 行政書士による代理申請 行政書士による代理申請について、登録申請の方法は第 3 の定めと、取消申請及び変更申請に関する手続は第 7 の定めと同様とする。ただし、行政書士が使用	する電子証明書は、第 8 の 1 (1) の定めによるものとする。 第 9 その他 1 競争入札参加資格者名簿の公開 競争入札参加資格者名簿については、共同運営電子調達サービスにおいて、適用年月日から公開する。 2 申請情報の公表 各申請者から申請された内容については、その全部又は一部を公表することがある。 3 他の地方公共団体等への情報提供 各申請者から申請された内容及び審査	結果については、契約事務に必要な範囲で他の地方公共団体等に情報を提供することがある。 附 則 この告示による改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後、世田谷区が発注する建設工事等の請負契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格（以下「資格」という。）を新たに申請する者及び同年 3 月 31 日において資格を有し継続申請を行う者について適用する。
--	---	---

別表 1 等級算定表

区分	客観点数	客観等級	主観点数	主観等級
表 1	900点以上	A	2億点以上	A
	750点以上900点未満	B	8,000万点以上2億点未満	B
	650点以上750点未満	C	3,000万点以上8,000万点未満	C
	600点以上650点未満	D	700万点以上3,000万点未満	D
	600点未満	E	700万点未満	E
表 2	900点以上	A	3.2億点以上	A
	750点以上900点未満	B	1.5億点以上3.2億点未満	B
	650点以上750点未満	C	4,000万点以上1.5億点未満	C
	600点以上650点未満	D	1,000万点以上4,000万点未満	D
	600点未満	E	1,000万点未満	E
表 3	900点以上	A	4億点以上	A
	750点以上900点未満	B	2億点以上4億点未満	B
	650点以上750点未満	C	6,000万点以上2億点未満	C
	600点以上650点未満	D	1,600万点以上6,000万点未満	D
	600点未満	E	1,600万点未満	E
表 4	750点以上	A	4,500万点以上	A
	600点以上750点未満	B	1,800万点以上4,500万点未満	B
	500点以上600点未満	C	600万点以上1,800万点未満	C
	500点未満	D	600万点未満	D
表 5	720点以上	A	1,000万点以上	A
	530点以上720点未満	B	500万点以上1,000万点未満	B
	480点以上530点未満	C	100万点以上500万点未満	C
	480点未満	D	100万点未満	D

表 1 から表 5 の各業種への適用については、別表 2 を参照のこと。

別表 2 業種一覧表

【別紙 4 - 2】

業種番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級算定表（別表 1）の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号）	申請にあたり必要とする経審の種類（略号）	
01	道路舗装工事	ほ	土・ほ	表 1
02	橋りょう工事	土	土	表 2
03	河川工事	土	土	表 2
04	水道施設工事	水	土・水	表 2
05	下水道施設工事	土・水	土・ほ・水	表 2
06	一般土木工事	土・と	土・と・ほ・水	表 2
07	建築工事	建	建	表 3
08	電気工事	電	電	表 4
09	給排水衛生工事	管	管	表 4
10	空調工事	管	管・機	表 4
11	建築設計	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所の登録		表 5

世田谷区公報

令和7年4月21日（第769号）

12	土木設計	／	／	表 5
13	設備設計	／	／	表 5
14	測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第 1 項の規定に基づく測量業者の登録		表 5
15	地質調査	／	／	表 5
16	さく井	井	井	表 4
17	船舶（※注 1）	／	／	表 2
19	しゅんせつ埋立て	しゅ	土・しゅ	表 2
		※ポンプ船を保有していること		
20	しゅんせつ	しゅ	土・しゅ	表 2
		※しゅんせつ船を保有していること		
21	潜かん	土	土	表 2
22	軌道	土・電・鋼	土・電・鋼	表 2
23	シールド工事	土・水	土・水	表 2
24	推進工事	土・水	土・水	表 2
25	地下鉄工事	土	土	表 2
27	造園	園	園	表 2
28	運動場施設	土・と	土・と	表 2
29	コンクリートプレハブ	建	建	表 2
30	鉄骨プレハブ	建	建	表 2
		※自社で工場を保有していること		
3100	解体工事	建・解	建・解	表 2
3101	ひき家	建・と	建・と	表 2
32	消火設備	消	管・機・通・消	表 4
33	電話・通信	通	通	表 4
34	拡声装置	通	通	表 4
35	畳	内	内	表 4

業種番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級算定表（別表 1）の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号）	申請にあたり必要とする経審の種類（略号）	
36	内装仕上	内・具	内・具	表 4
37	一般塗装	塗	塗	表 4
38	橋りょう塗装	塗	塗	表 4
39	防水	左・防	左・防	表 4
40	鉄骨架構	鋼	鋼	表 2
		※自社で工場を保有していること		
41	鋼けた	鋼	鋼	表 2
		※自社で工場を保有していること		
42	P C けた	土・と	土・と	表 2
		※自社で工場を保有していること		
43	水門門扉	鋼	鋼	表 2
		※自社で工場を保有していること		
44	ポンプ据付け	機・井	機・井	表 4
45	水処理装置	機・水・清	機・水・清	表 2
46	焼却設備	夕・機・清	夕・機・清	表 2
47	ボイラー	機	機	表 4
48	エレベーター	機	機	表 4
49	電車線架線	電	電	表 4
50	地中線	電・通	電・通	表 4
51	鉄道信号装置	電・機・通	電・機・通	表 4
52	計装装置	機・通	機・通	表 4
53	沈砂池・沈殿池機械設備工事	機・水	機・水	表 4
55	送風機機械設備工事	機	機	表 4
56	ばっ気槽散気設備工事	機・水	機・水	表 4

57	汚泥脱水設備工事	機・水	機・水	表 4
58	消化槽機械設備工事	機	機	表 4
59	ガス貯留設備工事	機	機	表 4
60	公設ます工事	土・と	土・と	表 4
61	水道管更生工事	管及び水 (両方が必要)	管・水	表 4
62	石綿処理	建・と・塗・内 石綿障害予防規則（平成17年 2 月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（平成18年 3 月31日までに取得した者を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること	建・と・塗・内	表 4
63	機械器具設置	機	機	表 4
64	屋根	屋	屋・防・建	表 4
66	金網さく	と・鋼	と・鋼・建	表 4
67	板金	板	板・鋼	表 4

業種番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級算定表（別表 1）の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号）	申請にあたり必要とする経審の種類（略号）	
68	サッシュ	具	具・建	表 4
69	シャッター	具	具・機・建	表 4
70	起重機	機	機	表 4
72	冷凍・冷蔵庫工事	管・機	管・機・絶	表 4
73	グラウト	土・と・防	土・と・防	表 2
74	道路標識設置	土・と・電・通	土・と・電・塗・機・通	表 4
75	道路標示塗装	塗	土・と・塗・機	表 4
76	ガードレール	土・と	土・と	表 4
77	モルタル吹付け	土・左・と・防	土・左・と・防	表 4
78	植生	土・と・園	土・と・園	表 4
79	運動器具設置	と・機・園	と・機・園	表 4
80	テレビ共聴工事	通	通・電	表 4
81	防音壁・しゃ音壁	土・建・と	土・建・と	表 4
82	舞台装置	電・機	電・機・建	表 4
84	と場施設	鋼・機	鋼・機・土	表 4
86	ガソリンスタンド	建・鋼・機	建・鋼・機・土	表 2
87	P C タンク	土・と	土・と	表 4
91	すべり止め舗装	土・ほ	土・ほ・塗	表 4
92	樹脂塗装	塗・防	塗・防	表 4
93	陸上信号機	電・機・通	電・機・通	表 4
94	伸縮継手	土・と・鋼	土・と・鋼・左・塗・機	表 4
95	鉄鋼加工	鋼	鋼・機・建	表 4
96	ウェルポイント	土・と	土・と	表 4
97	パイプライニング	管	管	表 4
98	脱硫・脱臭	機・水	機・水	表 4
99 (01)	基準タンク	鋼・機	鋼・機	表 4
99 (02)	安全溝設置	と	と	表 4
99 (04)	空気搬送	機	機	表 4
99 (06)	床版補強	土・と・鋼	土・と・鋼	表 4
99 (07)	電源設備	電・通	電・通	表 4
99 (08)	発電設備	電・機	電・機	表 4
99 (09)	電気防食	電・塗	電・塗	表 4
99 (10)	給湯器・浴槽設備工事	管	管	表 4
99 (11)	床仕上	内	内	表 4
99 (12)	放射線防御	内	内	表 4

99 (14)	飛散防止工事	ガ・内	ガ・内	表 4
99 (15)	ろ過層処理	/	/	表 4
99 (17)	厨房	管	管	表 4

業種番号	業 種 名	登録申請に必要な条件等		等級算定表（別表1）の区分
		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号）	申請にあたり必要とする経審の種類（略号）	
99 (20)	石工事	石	石	表 4
99 (23)	自動ドア装置	具	具	表 4
99 (24)	強化樹脂板取付	建・と・屋	建・と・屋	表 4
99 (25)	医療ガス配管	管	管	表 4
99 (26)	高圧ガス配管	管	管	表 4
99 (30)	集じん装置	機・清	機・青	表 4
99 (33)	タイル工事	タ	タ	表 4

表の欄内に2以上の建設業の種類が示されている場合は、及びと記載したものを除き、いずれか1種類について建設業の許可及び経審の総合評定値P点を有していればよいものとする。

（注1）船舶については、20トン以上の船舶の製造及び修繕を指す。

略号の表記

上記の表における略号は、建設業法の規定に基づく次の建設業の種類を表したものである。

略号	建 設 業 の 種 類
土	土木工事業
建	建築工事業
左	左官工事業
と	とび・土工事業
石	石工事業
屋	屋根工事業
電	電気工事業
管	管工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼	鋼構造物工事業
は	は装工事業
しゅ	しゅんせつ工事業
板	板金工事業
ガ	ガラス工事業
塗	塗装工事業
防	防水工事業
内	内装仕上工事業
機	機械器具設置工事業
絶	熱絶縁工事業
通	電気通信工事業
園	造園工事業
井	さく井工事業
具	建具工事業
水	水道施設工事業
消	消防施設工事業
清	清掃施設工事業
解	解体工事業

別表3 発注者の区分

主観的審査事項において申請する最高完成工事（業務）経歴の発注者については、下記に該当するものでなければならない。

発注者区分	該当するもの
都区市町村	- 東京都の知事部局、行政委員会、公営企業局、公社、職員共済組合 - 事務局及び財団法人東京都福利厚生事業団 - 東京都内の区、市、町及び村 - 東京都内の区、市、町及び村により構成する一部事務組合
他官公庁	国、地方自治体（上記の都区市町村を除く。）のほか、印紙税法第5条に規定する別表第2に掲げる非課税法人
民間	上記のいずれにも属さないもの

[illegible]

建設工事等競争入札参加資格業種

別表 5 評点 X 1 算出表

申請業種別年間平均完成工事高	評点 X 1	申請業種別年間平均完成工事高	
1,000億円以上	2268	5 億円以上 6 億円未満	902
800億円以上1,000億円未満	2156	4 億円以上 5 億円未満	869
600億円以上800億円未満	2057	3 億円以上 4 億円未満	828
500億円以上600億円未満	1971	2 億 5 千万円以上 3 億円未満	804
400億円以上500億円未満	1883	2 億円以上 2 億 5 千万円未満	776
300億円以上400億円未満	1796	1 億 5 千万円以上 2 億円未満	743
250億円以上300億円未満	1722	1 億 2 千万円以上 1 億 5 千万円未満	718
200億円以上250億円未満	1648	1 億円以上 1 億 2 千万円未満	699
150億円以上200億円未満	1573	8,000万円以上 1 億円未満	677
120億円以上150億円未満	1510	6,000万円以上8,000万円未満	650
100億円以上120億円未満	1449	5,000万円以上6,000万円未満	634
80億円以上100億円未満	1386	4,000万円以上5,000万円未満	615
60億円以上80億円未満	1337	3,000万円以上4,000万円未満	592
50億円以上60億円未満	1287	2,500万円以上3,000万円未満	579
40億円以上50億円未満	1237	2,000万円以上2,500万円未満	563
30億円以上40億円未満	1188	1,500万円以上2,000万円未満	544
25億円以上30億円未満	1138	1,200万円以上1,500万円未満	530
20億円以上25億円未満	1100	1,000万円以上1,200万円未満	519
15億円以上20億円未満	1064	700万円以上1,000万円未満	508
12億円以上15億円未満	1027	400万円以上700万円未満	497
10億円以上12億円未満	989	200万円以上400万円未満	486
8 億円以上10億円未満	951	100万円以上200万円未満	475
6 億円以上 8 億円未満	927	100万円未満	464

※ 対象事業者方式の組合については、全対象事業者について下記の業種グループに含まれる業種の年間平均完成工事高の金額を合計した金額を上記の表にあてはめるものとする。（下記業種グループに属さない業種は、当該業種の年間平均完成工事高を全対象事業者で合計した額とする。）

業種グループ表

業種グループ	業種番号
土木	01, 02, 03, 04, 05, 06, 21, 22, 23, 24, 25, 28, 42, 60, 73, 74, 76, 78, 81, 87, 91, 96, 99 (06)
建築	07, 29, 30, 3100, 3101, 86
とび・土工・コンクリート	62, 66, 77, 99 (02)
屋根	64, 99 (24)
電気	08, 49, 50, 51, 93, 99 (07), 99 (08), 99 (09)
管	09, 10, 61, 97, 99 (10), 99 (17), 99 (25), 99 (26)
鋼構造物	40, 41, 43, 94, 95, 99 (01)
しゅんせつ	19, 20
塗装	37, 38, 75, 92
内装仕上	35, 36, 99 (11), 99 (12)
機械器具設置	44, 45, 46, 47, 48, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 63, 70, 72, 79, 82, 84, 98, 99 (04), 99 (30)
電気通信	33, 34, 52, 80
建具	68, 69, 99 (23)

別表6 評点X21算出表

自己資本の額（審査対象事業年度分又は審査対象事業年度分＋前審査対象事業年度分の2年平均）	評点X21	自己資本の額（審査対象事業年度分又は審査対象事業年度分＋前審査対象事業年度分の2年平均）	評点X21
3,000億円以上	2114	8億円以上10億円未満	897
2,500億円以上3,000億円未満	2051	6億円以上8億円未満	867
2,000億円以上2,500億円未満	1978	5億円以上6億円未満	849
1,500億円以上2,000億円未満	1887	4億円以上5億円未満	828
1,200億円以上1,500億円未満	1821	3億円以上4億円未満	801
1,000億円以上1,200億円未満	1768	2億5,000万円以上3億円未満	786
800億円以上1,000億円未満	1707	2億円以上2億5,000万円未満	767
600億円以上800億円未満	1632	1億5,000万円以上2億円未満	744
500億円以上600億円未満	1586	1億2,000万円以上1億5,000万円未満	728
400億円以上500億円未満	1533	1億円以上1億2,000万円未満	715
300億円以上400億円未満	1467	8,000万円以上1億円未満	699
250億円以上300億円未満	1428	6,000万円以上8,000万円未満	680
200億円以上250億円未満	1381	5,000万円以上6,000万円未満	669
150億円以上200億円未満	1324	4,000万円以上5,000万円未満	655
120億円以上150億円未満	1282	3,000万円以上4,000万円未満	639
100億円以上120億円未満	1249	2,500万円以上3,000万円未満	629
80億円以上100億円未満	1210	2,000万円以上2,500万円未満	617
60億円以上80億円未満	1163	1,500万円以上2,000万円未満	603
50億円以上60億円未満	1134	1,200万円以上1,500万円未満	592
40億円以上50億円未満	1100	1,000万円以上1,200万円未満	584
30億円以上40億円未満	1059	800万円以上1,000万円未満	576
25億円以上30億円未満	1034	600万円以上800万円未満	568
20億円以上25億円未満	1005	400万円以上600万円未満	560
15億円以上20億円未満	969	200万円以上400万円未満	552
12億円以上15億円未満	942	200万円未満	544
10億円以上12億円未満	921		

自己資本額は千円単位とし、上記の表にあてはめるものとする。

会社法（平成17年法律第86号）による決算＝自己資本額は、対象事業年度の貸借対照表における純資産合計の額をいう。

商法（明治32年3月9日法律第48号）による決算＝自己資本額は、法人にあっては対象事業年度の貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額を加えた額とし、個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額とする。

別表7 評点X22算出表

平均利益額	評点X22	平均利益額	評点X22
300億円以上	2447	2億5,000万円以上3億円未満	827
250億円以上300億円未満	2313	2億円以上2億5,000万円未満	803
200億円以上250億円未満	2162	1億5,000万円以上2億円未満	776
150億円以上200億円未満	1987	1億2,000万円以上1億5,000万円未満	756
120億円以上150億円未満	1864	1億円以上1億2,000万円未満	741
100億円以上120億円未満	1771	8,000万円以上1億円未満	725
80億円以上100億円未満	1667	6,000万円以上8,000万円未満	706
60億円以上80億円未満	1545	5,000万円以上6,000万円未満	694
50億円以上60億円未満	1475	4,000万円以上5,000万円未満	682
40億円以上50億円未満	1396	3,000万円以上4,000万円未満	667
30億円以上40億円未満	1304	2,500万円以上3,000万円未満	659
25億円以上30億円未満	1250	2,000万円以上2,500万円未満	649
20億円以上25億円未満	1190	1,500万円以上2,000万円未満	638
15億円以上20億円未満	1120	1,200万円以上1,500万円未満	631
12億円以上15億円未満	1072	1,000万円以上1,200万円未満	625
10億円以上12億円未満	1035	800万円以上1,000万円未満	619
8億円以上10億円未満	993	600万円以上800万円未満	613
6億円以上8億円未満	945	400万円以上600万円未満	607
5億円以上6億円未満	917	200万円以上400万円未満	601
4億円以上5億円未満	885	200万円未満	595
3億円以上4億円未満	848		

※平均利益額は、利払前税引前償却前利益（営業利益＋減価償却実施額）の2年平均の額を上記の表にあてはめる。

※利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

別表8 評点X 2 算出表

評点X 2 算出

$$(X21 + X22) \div 2$$

※評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表9 評点Y算出表

法人税又は所得税の納税額（円）	評点Y
30億円以上	1,285
1億円を超え30億円未満	$1,015 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.00005$
1億円	1,015
1千万円を超え1億円未満	$743 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.0016$
1千万円	743
100万円を超え1千万円未満	$471 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.016$
100万円	471
10万円を超え100万円未満	$200 + \text{納税額} \div 1,000 \times 0.16$
10万円	200
1万円を超え10万円未満	$12 + \text{納税額} \div 1,000 \times 1.1$
1万円以下	12

別表10 評点Z 算出表

(1) Z 1 点算出表

技術職員数値	評点Z 1	技術職員数値	評点Z 1
15,500以上	2335	300以上390未満	1389
11,930以上15,500未満	2272	230以上300未満	1326
9,180以上11,930未満	2208	180以上230未満	1263
7,060以上9,180未満	2145	140以上180未満	1201
5,430以上7,060未満	2082	110以上140未満	1138
4,180以上5,430未満	2018	85以上110未満	1074
3,210以上4,180未満	1955	65以上85未満	1011
2,470以上3,210未満	1892	50以上65未満	948
1,900以上2,470未満	1830	40以上50未満	885
1,460以上1,900未満	1767	30以上40未満	822
1,130以上1,460未満	1703	20以上30未満	760
870以上1,130未満	1641	15以上20未満	697
670以上870未満	1578	10以上15未満	635
510以上670未満	1515	5以上10未満	572
390以上510未満	1451	5未満	509

技術職員数値＝当該業種に従事する技術職員数

ただし、「船舶」及び「ろ過層処理」については、技術職員数値＝技術職員数×5

※ 1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けているもの（直前5年以内に講習を受講したものに限り）。

※ 基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了したもの。

※ 1人の職員につき技術職員として申請できるのは2業種まで

(2) Z 2 点算出表

申請業種別年間平均元請完成工事高	評点Z 2	申請業種別年間平均元請完成工事高	評点Z 2
1,000億円以上	2491	5億円以上6億円未満	949
800億円以上1,000億円未満	2388	4億円以上5億円未満	914
600億円以上800億円未満	2262	3億円以上4億円未満	870
500億円以上600億円未満	2186	2億5,000万円以上3億円未満	844
400億円以上500億円未満	2096	2億円以上2億5,000万円未満	813
300億円以上400億円未満	1986	1億5,000万円以上2億円未満	774
250億円以上300億円未満	1920	1億2,000万円以上1億5,000万円未満	746
200億円以上250億円未満	1842	1億円以上1億2,000万円未満	724
150億円以上200億円未満	1746	8,000万円以上1億円未満	699
120億円以上150億円未満	1676	6,000万円以上8,000万円未満	667
100億円以上120億円未満	1621	5,000万円以上6,000万円未満	648
80億円以上100億円未満	1556	4,000万円以上5,000万円未満	625
60億円以上80億円未満	1476	3,000万円以上4,000万円未満	598

50億円以上60億円未満	1428	2,500万円以上3,000万円未満	581
40億円以上50億円未満	1371	2,000万円以上2,500万円未満	561
30億円以上40億円未満	1302	1,500万円以上2,000万円未満	537
25億円以上30億円未満	1260	1,200万円以上1,500万円未満	520
20億円以上25億円未満	1211	1,000万円以上1,200万円未満	506
15億円以上20億円未満	1150	700万円以上1,000万円未満	492
12億円以上15億円未満	1106	400万円以上700万円未満	478
10億円以上12億円未満	1071	200万円以上400万円未満	464
8億円以上10億円未満	1030	100万円以上200万円未満	450
6億円以上8億円未満	980	100万円未満	436

※ 申請する業種ごとの直前2年又は3年の年間平均元請完成工事高を上記の表にあてはめる。ただし、直前2年又は3年の選択は、「X1」の方法と同一でなければならない。

※対象事業者方式の組合については、全構成員又は全対象事業者について下記の業種グループに含まれる業種の年間平均元請完成工事高の金額を合計した金額を上記の表にあてはめるものとする。（下記業種グループに属さない業種は、当該業種の年間平均元請完成工事高を全構成員又は全対象事業者で合計した額とする。）

業 種 グ ル ー プ 表		
業種グループ	業 種	番 号
土木	01、02、03、04、05、06、21、22、23、24、25、28、42、60、73、74、76、78、81、87、91、96、99 (06)	
建築	07、29、30、3100、3101、86	
とび・土工・コンクリート	62、66、77、99 (02)	
屋根	64、99 (24)	
電気	8、49、50、51、93、99 (07)、99 (08)、99 (09)	
管	9、10、61、97、99 (10)、99 (17)、99 (25)、99 (26)	
鋼構造物	40、41、43、94、95、99 (01)	
しゅんせつ	19、20	
塗装	37、38、75、92	
内装仕上	35、36、99 (11)、99 (12)	
機械器具設置	44、45、46、47、48、53、55、56、57、58、59、63、70、72、79、82、84、98、99 (04)、99 (30)	
電気通信	33、34、52、80	
建具	68、69、99 (23)	

(3) 評点Z算出

$$(Z1 \times 0.8) + (Z2 \times 0.2)$$

※評点心小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表11 評点W算出表

(1) W1点数の算出（労働福祉点数）

以下の計算式により算出した数値とする。

1. 経審を必要とする業種

$$W1 = A1 \times 15 - A2 \times 40$$

2. 経審を必要としない業種

$$W1 = A1 \times 15 - A2 \times 30$$

A1は次の③～⑤のうち、加入又は導入されているものの数

A2は次の①～②の加入していないものの数

①雇用保険
②健康保険及び厚生年金保険
③退職金一時金制度若しくは企業年金制度（厚生年金基金又は適格退職年金）
④法定外労働災害補償制度
⑤建設業退職金共済制度

(2) W2点算出表（営業年数）

年数	数値	年数	数値	年数	数値	年数	数値	年数	数値
35以上	60	29	48	23	36	17	24	11	12
34	58	28	46	22	34	16	22	10	10
33	56	27	44	21	32	15	20	9	8
32	54	26	42	20	30	14	18	8	6
31	52	25	40	19	28	13	16	7	4
30	50	24	38	18	26	12	14	6	2
								5以下	0

※営業年数は、申請者の創業から審査基準日までの営業年数とする。

ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

(3)W 3 点算出表（防災活動への貢献の状況）

防災協定の締結の有無	有	無
点数	20	0

※国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合

(4)W 4 点算出表（法令遵守の状況）

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	－15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	－30

(5)W 5 点算出表（建設業経理点数）

監査の受審状況点数 ＋ 公認会計士等点数

・監査の受審状況点数

監査の受審状況点数	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
自主監査	2
監査無し	0

・公認会計士等点数

以下の算出式で算出した数値を公認会計士等点数算出テーブルに当てはめて算出する。

算出式：（公認会計士等の数）× 1 ＋ （2 級登録経理試験合格者数）× 0.4

平均完成工事高	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600以上	13.6以上	10.8以上13.6未満	7.2以上10.8未満	5.2以上7.2未満	2.8以上5.2未満	2.8未満
150以上600未満	8.8以上	6.8以上8.8未満	4.8以上6.8未満	2.8以上4.8未満	1.6以上2.8未満	1.6未満
40以上150未満	4.4以上	3.2以上4.4未満	2.4以上3.2未満	1.2以上2.4未満	0.8以上1.2未満	0.8未満
10以上40未満	2.4以上	1.6以上2.4未満	1.2以上1.6未満	0.8以上1.2未満	0.4以上0.8未満	0.4未満
1 以上10未満	1.2以上	0.8以上1.2未満	0.4以上0.8未満	－	0.2	0
1 未満	0.4以上	－	0.2	－	－	0

(6)W 6 点算出表（研究開発点数）

平均研究開発費	点数	平均研究開発費	点数
100億円以上	25	11億円以上12億円未満	12
75億円以上100億円未満	24	10億円以上11億円未満	11
50億円以上75億円未満	23	9 億円以上10億円未満	10
30億円以上50億円未満	22	8 億円以上 9 億円未満	9
20億円以上30億円未満	21	7 億円以上 8 億円未満	8
19億円以上20億円未満	20	6 億円以上 7 億円未満	7
18億円以上19億円未満	19	5 億円以上 6 億円未満	6
17億円以上18億円未満	18	4 億円以上 5 億円未満	5
16億円以上17億円未満	17	3 億円以上 4 億円未満	4
15億円以上16億円未満	16	2 億円以上 3 億円未満	3
14億円以上15億円未満	15	1 億円以上 2 億円未満	2
13億円以上14億円未満	14	0.5億円以上 1 億円未満	1
12億円以上13億円未満	13	0.5億円未満	0

(7)W 7 点算出表（建設機械保有点数）

以下に該当する建設機械 1 台につき下記【参考表】の通り加算される（最高15点）。

機種名	重量等
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの。
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの。
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの。
モーターグレーダー	自重5トン以上のもの。
大型ダンプ車	車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもののうち、以下のいずれかに該当するもの。 ①経営する事業の種類として建設業を届け出ていて、かつ、事業用を除く表示番号の指定を受けているもの。 ②表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、事業用に表示番号の指定を受けているもの。
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの。

【参考表】

台数	点数
1	5
2	6
3	7
4	8
5	9
6	10
7	11
8	12
9	12
10	13
11	13
12	14
13	14
14	15
15以上	15

(8)W 8 点算出表（国際標準化機構登録点数）

国際標準化機構の登録状況	有	無
I S O 9001	5 点	0 点
I S O 14001	5 点	0 点

(9)W 9 点算出表（若年技術者育成確保状況点数）

若年技術者の育成及び確保の状況点数	該当	非該当
継続雇用（35歳未満が15%以上）	1 点	0 点
新規雇用（35歳未満新規が1%以上）	1 点	0 点

(10)評点W算出

1. 経審を必要とする業種

$$\text{評点}W = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6 + W7 + W8 + W9) \times 10 \times 190 / 200$$

2. 経審を必要としない業種

$$\text{評点}W = (W1 + W2 + W3 + W4) \times 10$$

◎世田谷区告示第229号

平成22年4月30日世田谷区告示第336号の全部を次のように改正する。

令和7年3月31日

世田谷区長 保坂展人

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、世田谷区が発注する建設工事等の請負契約(工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶(以下「船舶」という。)の製造及び修繕の請負契約をいう。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「組合」という。)に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。

第1 用語の定義

令和7年3月31日世田谷区告示第228号(以下「告示第228号」という。)第1と同一とする。

第2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次によ

り申請を行わなければならない。

1 申請

組合の登録申請の条件は、告示228号第2の2と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする営業種目について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方法を選択して行う。

(1) 経審方式

組合が有する年間総売上高、自己資本額、従業員数、流動比率、営業年数から客観点数を算出し、組合が有する営業種目ごとの年間売上高から主観点数を算定し、組合が有する最高完成工事経歴から主観点数を算定する方式

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者(下記の条件に該当する者)を複数(2の表に定める数)選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第5に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を

用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。

ア 申請する業種について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

ウ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)で定める中小企業であること(経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第2条第1項第1号の規定により、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第2条第1項第3号の規定による。)

エ 本店が東京都内に存在すること。これらの審査方式については、営業種目により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。

2 審査方式と業種、審査対象事業者の一覧

審査方式の区分	業種番号と業種	審査対象事業者方式により申請する場合に必要な審査対象事業者数
審査対象事業者方式のみとする業種	11 建設設計 14 測量 12 土木設計 15 地質調査 13 設備設計 17 船舶	2 者から 5 者まで

	99（15）ろ過層処理	
審査対象事業者方式及び経審方式のいずれかを選択できる業種	上記以外の業種	3者から5者まで
3 同時に競争入札参加資格を申請することができない業種 同時に競争入札参加資格を申請することができない業種については告示第2号第2の2(3)と同一とする。 第3 申請方法等 告示第228号第3と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。 第4 競争入札の参加者の資格 告示第228号第4と同一とする（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）。 第5 競争入札参加資格の審査基準 1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定 告示第228号第5の1と同一とする。 2 等級区分と審査方法 告示第228号第5の2と同一とする。 なお、登録申請を行い承認された業種に必要とする建設業許可において組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請をした場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。 3 客観的審査事項及び主観的審査事項 (1) 客観的審査事項 下記により業種別に算出した客観点数を告示第228号にあてはめ、客観等級を決定する。 ア 経審方式の場合 告示第228号第5の3(1)アと同一とする。 イ 審査対象事業者方式の場合 下記①から⑤までにより算出した点数を次の式にあてはめて得た点数とする。 $\text{客観点数} = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$ ① 完成高・完成工事高による点数（X1） (ア) 経審を必要とする業種 告示第228号別表5の業種グループにおいて、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均完成高・完成工事高について、審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を告示第228号別表5にあてはめて得た評点をX1とする。 (イ) 経審を不要とする業種 全審査対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均完成高・完成工事高の合計額を告示第228号別表5にあてはめて得た評点をX1とする。	② 自己資本額及び平均利益額による点数（X2） 下記のX21とX22の点数を加算した点数を告示第228号別表8にあてはめて得た評点をX2とする。 (ア) 自己資本額点数（X21） 全審査対象事業者の審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は全審査対象事業者の審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額（2年平均）の合計額を、告示第228号別表6にあてはめて得た評点をX21とする。 (イ) 平均利益額点数（X22） 全審査対象事業者の審査対象事業年度と前審査対象事業年度の利払前税引前償却前利益（営業利益＋減価償却実施額）の2年平均の合計額を、告示第228号別表7にあてはめて得た評点をX22とする。 ③ 納税額による点数（Y） (ア) 経審を必要とする業種 全審査対象事業者の経審のY点の平均値とする。 (イ) 経審を不要とする業種 全審査対象事業者の審査対象事業年度における法人税又は所得税の納税額の平均額を告示第228号別表9にあてはめて得た評点をYとする。 ④ 技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数（Z） 下記のZ1の点数に5分の4を乗じたものとZ2の点数に5分の1を乗じたものを合計した数値をZとする。 (ア) 技術職員数点数（Z1） a 経審を必要とする業種 下記の算式に、全審査対象事業者の技術職員（申請業種に必要とされる建設業許可の人数）を入れて計算した技術職員数値を、告示第228号別表10(1)にあてはめて得た評点をZ1とする。 b 経審を不要とする業種 下記の算式に、全審査対象事業者の申請した当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の合計人数を入れて計算した技術職員数値を、告示第228号別表第10(1)にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とみなす。	技術職員数値＝1級監理受講者数×6＋1級技術者数×5＋基幹技能者数×3＋2級技術者数×2＋その他技術者数 (イ) 元請完成高・完成工事高点数（Z2） a 経審を必要とする業種 告示第228号別表第10(2)の業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成高・完成工事高について、審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を告示第228号別表第10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。 b 経審を不要とする業種 全審査対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成高・完成工事高の合計額を、告示第228号別表10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。 ⑤ その他社会性等による点数（W） (ア) 経審を必要とする業種 全審査対象事業者が有する経審のW点の平均値とする。 (イ) 経審を不要とする業種 全審査対象事業者について告示第228号第5の4(5)により算出した評点Wの平均値とする。 (2) 主観的審査事項 組合又は審査対象事業者が有する最高完成工事（業務）経歴（告示第228号第5の3(2)アによるもの）について、下記に記載した方法により算出した主観点数を告示第228号別表1にあてはめ、主幹等級を決定する。 ア 経審方式の場合 組合が発注者別（発注者区分については告示第228号別表3のとおり）に申請した最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高額な請負金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては請負金額に2分の1を乗じた金額とする。）に告示第228号第5の3(2)ウの主観点数加算率による加算を行った点数を業種ごとの主観点数とする。 イ 審査対象事業者方式の場合 全審査対象事業者の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては請負金額に2分の1を乗じた金額とする。）に残る審査対象事業者各々の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち最も高い金額（発注者区分が民間であるものについては上記と同じ。）に2分の1を乗じた金額を加算した金

額又は当該組合の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち最も高い金額のものいずれか高い方に、告示第228号第5の3(2)ウの主観点数加算率による加算を行った点数を主観点数とする。

4 変更申請に伴う主観点数の再審査
組合のISO14000シリーズの14001、エコアクション21、エコステージ又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダード及びISO9000シリーズの9001に関する変更申請があった場合は、告示第228号第5の3(2)ウ主観点数の再審査を行う。ただし、業種番号01道路舗装工事から業種番号10空調工事までの業種については、組合の資本金又は本店所在地に関する変更申請があった場合も、主観点数の再審査を行う。

第6 申請内容を証明する書類

登録申請を行った組合は、当該申請後に世田谷区から官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿その他の当該申請内容が事実であることを証明する書類の提示又は提出を求められたときは、その求めに応じなければならない。

第7 競争入札参加資格の審査結果の確認等

1 審査結果の確認

告示第228号第7の1と同一とする。

2 資格の取消し

告示第228号第7の2と同一とする。

なお、審査対象事業者方式により申請を行った組合が、資格有効期限内に官公需適格組合の証明を失ったときは、競争入札参加資格を取消申請すること。

3 変更申請

告示第228号第7の3と同一とする。

なお、変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く。）の変更を含める。

4 登録業種の追加及び審査対象事業者の変更

次期の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

告示第228号第7の5と同一とする。

第8 代理申請

告示第228号第8と同一とする。

第9 その他

告示第228号第9と同一とする。

附 則

この告示による改正後の規定は、令和7年4月1日以後、世田谷区が発注する建設工事等の請負契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格（以下「資格」という。）を新たに申請する者及び同年3月31日において資格を有し継続申請を行う者について適用する。

◎世田谷区告示第230号

平成22年4月30日世田谷区告示第337号の全部を次のように改正する。

令和7年3月31日

世田谷区長 保坂展人
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、世田谷区が発注する物品の買入れその他の契約(工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。)の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会を除く。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。

第1 用語の定義

この告示における用語の定義は、次による。

1 営業種目

世田谷区が発注する物品の買入れその他の契約の種類について、別表2に定めたものをいう。

2 競争入札参加資格

世田谷区が発注する物品の買入れその他の契約についての競争入札に参加するための資格をいう。この競争入札参加資格は申請者の履行能力に基づき、別表2に掲げた営業種目ごとに等級を定め、併せて同一等級内において順位を定める(営業種目201ライフラインに申請する者については等級を定めず、順位のみ定める。)。競争入札参加資格を得た者は、世田谷区における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。

3 登録申請

競争入札参加資格を得て、競争入札参加資格者名簿に登録されることを目的として、申請を行うことをいう。

4 共同運営電子調達サービス

東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して住民サービスの向上と行政の高度化・効率化を図ることを目的として共同で運営している、入札情報・電子入札・資格審査サービスからなる東京電子自治体共同運営電子調達サービスをいう。

5 格付

共同運営電子調達サービスが算出する競争入札参加資格の等級及び順位若しくは順位のみ又はそれらを算出するための審査をいう。

6 決算日等

(1) 決算日とは、次に掲げる日をいう。

ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日

イ 個人 12月末日

(2) 決算月とは、(1)に定める決算日の属する月をいう。

(3) 決算年度とは次に掲げるものをいう。

ア 法人 事業年度

イ 個人 (1)イの決算日以前1年間

7 審査基準日

登録申請を行うに当たり、基準として定める日付をいい、申請時直前の決算手続が終了している決算日とする。登録申請は、申請日の内容によると定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。

8 審査対象事業年度

審査基準日を含む決算年度をいう。

9 資格有効期限

登録申請を行った月の直前の決算月の翌月から1年8箇月の末日までとする。なお、資格有効期限後、さらに継続して競争入札参加資格の登録を希望する者は、前回登録申請直後の決算月の翌月から（登録申請を行った月が決算月の場合は、登録申請を行った翌月から）資格有効期限までに登録申請を行い承認されなければならない。

10 適用年月日

物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録された日とする。

11 行政書士

行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条第1項の規定による行政書士名簿の登録を受けた者をいう。

12 代理申請

行政書士が、申請者に代わって、登録申請などを行うことをいう。

第2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようする者は、次により申請を行わなければならない。ただし、第4の競争入札の参加者の資格のうち、第4の1の地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者は、申請を行うことができない（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。以下同じ。）。)

1 申請者の区分

登録申請を行うことができる者の区分は、次のとおりとする。

(1) 単体企業等

個人又は法人のほか、(2)に含まれない者（法人格を有するものに限る。)

(2) 組合等

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）をいう（組合の登録申請その他に関することは、世田谷区告示第231号において定める。）。)

2 申請の条件等

競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。

(1) 納税に関する条件

法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、法人事業税（特別法人事業税

を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方消費税を完納していなければならない。 (2) 営業種目ごとの条件 登録申請時に、各営業種目ごとに登録、免許又は許可等を営業の要件とする営業種目は、当該登録、免許又は許可等を受けていなければならない。 (3) 申請営業種目の制限 別表2に掲げる営業種目の中から、登録申請できるのは10種目までとする。 第3 申請方法 1 申請方法 登録申請をしようとする者は、インターネットを利用して下記共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信しなければならない。 ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/index.Q.jsp 2 電子証明書の購入及び登録 登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局より「I Cカード電子証明書」を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録することを必要とする。 行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。 3 申請に使用できる文字 申請に使用できる文字は、J I S第1水準及び第2水準とする。 申請内容（人名、法人名等を含む。）においては、これ以外の文字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。 4 必要書類の送付 申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付しなければならない。 なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・財務諸表（審査対象事業年度の決算によるもの）	・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・登記事項証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・法人事業税の納税証明書 ・納税証明書その1（第2 2(1)の納付済額を証明するもの）（いずれも正本） 5 受付番号 登録申請を行い承認された者については、10桁の数字により構成される受付番号を付す。 6 受付票の印刷 登録申請を行い承認された者は、第3の1に記載した共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を自ら印刷し、適用年月日以後使用することができる。ただし、受付票に実印、使用印又は代理人印が押印されていないもの及び裏面に印鑑証明書がちょう付されていないものは無効とする。 第4 競争入札の参加者の資格 1 世田谷区は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者を競争入札に参加させることができない。 2 区は、競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。 (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。 (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 (5) 正当な理由がなくて契約を履行し	なかったとき。 (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。 (7) (1)から(6)により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。 3 次のいずれかに該当する者は競争入札に参加できない。 (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。 (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。 (3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力又は関与しているとき。 (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。 4 競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格の登録申請を行うことができる条件を欠くこととなった者は競争入札に参加できない。 第5 競争入札参加資格の審査基準 1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定 競争入札参加資格は、個々の申請者が申請した各営業種目ごとに審査を行い、各営業種目別に等級及び順位を定める（営業種目201ライフラインに申請する者については順位のみ定める。）。 2 等級区分と審査方法 (1) 等級区分 各営業種目における等級区分と順位は下記のとおりとする。
業種番号、業種名 001 文房具事務用品・図書 003 学校教材・運動用品・楽器 005 荒物雑貨 007 繊維・ゴム・皮革製品 009 家電・カメラ・厨房機器等 011 燃料・ガス・油脂 013 船舶・航空機 015 工作用機械器具 017 通信用機械器具類 019 医療用機械器具 021 コンクリート・セメント 023 電線・絶縁材料 025 工業薬品・防疫剤 027 造園資材	002 事務機器・情報処理用機器 004 什器・家具 006 工業用ゴム製品 008 室内装飾品等 010 自動車・自転車 012 電車両・軌道用品 014 理化学機械器具 016 産業用機械器具類 018 農業・建設用機械器具 020 医薬品・衛生材料・介護用品 022 鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品 024 標識・看板等 026 警察・消防・防災用品 028 百貨店・総合商社	等級区分 A B Cの3等級。同一等級内において順位を定める。

090	その他の物品	099	不用品買受		
101	印刷	102	複写業務		
103	建物清掃	104	電気・暖冷房等設備保守		
105	警備・受付等	106	通信施設保守		
107	環境関係測定機器保守	108	ボイラー清掃		
109	浄化槽・貯水槽清掃	110	道路・公園管理		
115	広告代理	116	ビデオ・スライド製作		
117	航空写真・図面製作	118	医事業務		
119	病院給食・学校給食	120	催事関係業務		
121	情報処理業務	122	検査業務		
123	都市計画・交通関係調査業務	124	土木・水系関係調査業務		
125	市場・補償鑑定関係調査業務	126	環境アセスメント関係調査業務		
127	下水道管路内TVカメラ調査業務	128	クリーニング		
129	汚泥脱水機ろ布	130	浄水場・処理場機械運転管理		
131	賃貸業務	190	その他の業務委託等		
201	ライフライン			順位のみ定める。	

(2) 等級と順位を決定する営業種目の審査方法 競争入札参加資格の審査は、各営業種目別に下記 3 に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。 3(1)に定める方法により算出した客観等級及び 3(2)に定める方法により算出した主観等級により、当該営業種目の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した営業種目の等級はその一致した等級とし、相違した場合は、いずれか低い方を当該営業種目の等級とする。 同一等級内の順位については、3(1)で算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。 なお、順位付けについては、共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者すべてを対象として行う。 (3) 順位のみを決定する業種の審査方法	法 上記(2)と同じ方法により等級の決定及び順位付けを行った申請者を等級、順位順に並べた後、等級と順位が最上位の者を 1 位として、等級を定めず降順に順位付けのみを行う。 (4) 同一客観点の申請者の順位の決定 同一等級内において客観点が同じ点数となった申請者については、下記の優先順位により順位付けを行う。 ア 当該営業種目の年間総売上高の高位順 イ 自己資本額の高位順 ウ 従業員数の高位順 エ 流動資産を流動負債で除した数値の高位順 オ 営業年数の高位順 カ これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。	(5) 等級順位等を得られない場合 主観的審査事項における当該営業種目の売上高のない者は、無格付とする。 3 客観的審査事項及び主観的審査事項 (1) 客観的審査事項 営業種目別に下記アからオにより算出した数値を別表 3 の計算式にあてはめ、総合数値を算出し、その点数を客観点数として、別表 1 にあてはめ、客観等級を決定する。 ア 年間総売上高 審査対象事業年度の決算における総売上高。ただし、下記の条件に該当するものは、各条件別に記載した加算率により加算した後の額とする。 なお、複数の条件に該当した場合の総売上高への加算は、加算率を合計して行う。
---	--	--

総売上高加算条件		加算率
条件 1	I S O（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件 2 に該当しない者）	3 %
条件 2	I S O（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 の認証取得を得た後、3 年以上登録を継続し、1 回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5 %
条件 3	I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、（一財）持続性推進機構認証のエコアクション 21、（一社）エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証）、特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件 4 に該当しない者）	4 %
条件 4	I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、（一財）持続性推進機構認証のエコアクション 21、（一社）エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証）、特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証取得を得た後、3 年以上登録を継続し、1 回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5 %

※ I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、（一財）持続性推進機構認証のエコアクション 21、（一社）エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証）、特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の重複取得による加算率の合計は行わない。

※ I S O については、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を、〇〇区と契約する営業所等において取得している場合とする。

また、エコアクション 21、エコステージ、K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については、次の表に掲げるとおりとする。

エコアクション 21	（一財）持続性推進機構の認証を取得していること。
エコステージ	（一社）エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ 2 以上の認証を取得していること。
K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード	特定非営利活動法人 K E S 環境機構又は特定非営利活動法人 K E S 環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ 2 以上の認証を取得していること。

イ 自己資本額 審査対象事業年度の決算における自己資本額 ウ 従業員数 申請日時点で事業に常時雇用している従業員の数 エ 流動比率 審査対象事業年度の決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの） オ 営業年数 申請日までの営業年数 (2) 主観的審査事項 審査対象事業年度の決算における別表2の営業種目ごとに年間売上高を別表1にあっては、主観等級を決定する。 4 変更申請に伴う客観点数の再審査 ISO14000シリーズの14001、エコアクション21、エコステージ又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダード及びISO9000シリーズの9001（以下「ISO関連」という。）に関する変更申請があった場合は、上記3(1)ア年間総売上高の加算率による客観点数の再審査を行う。 第6 申請内容を証明する書類 登録申請者は、申請後に世田谷区から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。 第7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等 1 審査結果の確認 競争入札参加資格の審査結果は、審査が終了次第、登録申請者が共同運営電子調達サービスにて確認を行う。 2 資格の取消し 以下の場合は直ちに、競争入札参加資格の取消申請をすること。 なお、以下の定めにかかわらず、競争入札参加資格の有資格者の事情により、その資格の全部又は登録業種の一部を取り消すことができる。 (1) 資格有効期限内に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。 (2) この公示による競争入札参加資格を有する者が、資格有効期限内に各営業種目に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。 3 変更申請 申請内容のうち、以下の内容に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに当該内容の変更を登録しなければならない。 (1) 商号又は名称 (2) 代表者 (3) 本店所在地 (4) 登記上の本店所在地 (5) 使用印の登録有無 (6) 代理人 (7) 資本金 (8) 担当者 (9) ISO関連 (10) 実印、代理人印又は使用印 4 登録営業種目の追加 次期の登録申請を行うまでの期間中に登録営業種目の追加を申請することはできない。 5 虚偽申請をした者の取扱い 申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札参加資格を与えない。 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者となった後、虚偽の申請をしたことが判明した者については、世田谷区が定める期間、競争入札への参加はできない。 第8 代理申請 1 行政書士による行政書士登録 (1) 行政書士の登録方法 代理申請をしようとする行政書士は、事前にセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「行政書士川電子証明書」を購入の上、インターネットを利用して下記共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、電子証明書その他必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。 ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp (2) 登録に使用できる文字 行政書士の登録に使用できる文字は、JIS第1水準及び第2水準とする。 登録内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、登録可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて登録を行うこと。 (3) シリアル番号 行政書士の登録を行った者については、8けたの数字により構成されるシリアル番号を付す。 (4) 登録の取消し 行政書士の登録は、行政書士の事情により、いつでもその登録を取り消すことができる。ただし、行政書士法第7条第1項の規定に該当することとなった場合は、直ちに登録の取消しをしなければならない。 (5) 変更登録 行政書士の登録内容のうち、以下の内容に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに当該内容の変更を登録しなければならない。 ア 行政書士名 イ 行政書士登録番号 ウ 商号又は名称 エ 事務所所在地 オ 電子メールアドレス カ 電話番号 2 申請者による代理申請の設定及び解除 代理申請を依頼する申請者は、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も同様とする。 なお、申請者が設定した代理申請にかかる行政書士登録の取消しがあったときは、その設定は解除されるものとする。 3 行政書士による代理申請 行政書士による代理申請について、登録申請の方法は第3の定めと、取消申請及び変更申請に関する手続は第7の定めと同様とする。ただし、行政書士が使用する電子証明書は、第8の1(1)の定めによるものとする。 第9 その他 1 競争入札参加資格者名簿の公開 競争入札参加資格者名簿については、共同運営電子調達サービスにおいて、適用年月日から公開する。 2 申請情報の公表 各申請者から申請された内容については、その全部又は一部を公表することがある。 3 他の地方公共団体等への情報提供 各申請者から申請された内容及び審査結果については、契約事務に必要な範囲で、他の地方公共団体等に情報を提供することができる。 附 則 この告示による改正後の規定は、令和7年4月1日以後、世田谷区が発注する物品買入れその他の契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格（以下「資格」という。）を新たに申請する者及び同年3月31日において資格を有し継続申請を行う者について適用する。	より速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。ただし、以下の内容以外の変更（合併、分割又は事業譲渡により企業再編を行った場合を除く。）については、既に登録している資格を取り消し、あらたに登録申請を行わなければならない。	により、いつでもその登録を取り消すことができる。ただし、行政書士法第7条第1項の規定に該当することとなった場合は、直ちに登録の取消しをしなければならない。
--	---	--

別表1 等級算定表（第5関係）

区分	客観点数	客観等級	主観点数 (営業種目別年間総売上額)	主観等級
表1	70点以上	A	1億円以上	A
	40点以上70点未満	B	3,000万円以上1億円未満	B
	40点未満	C	3,000万円未満	C
表2	70点以上	A	2億円以上	A
	40点以上70点未満	B	3,000万円以上2億円未満	B

	40点未満	C	3,000万円未満	C
表 3	70点以上	A	3億円以上	A
	40点以上70点未満	B	3,000万円以上3億円未満	B
	40点未満	C	3,000万円未満	C
表 4	70点以上	A	2億円以上	A
	40点以上70点未満	B	3,000万円以上2億円未満	B
	40点未満	C	3,000万円未満	C
	70点以上	A	3億円以上	A
表 5	40点以上70点未満	B	5,000万円以上3億円未満	B
	40点未満	C	5,000万円未満	C
	70点以上	A	3億円以上	A
	40点以上70点未満	B	1億円以上3億円未満	B
表 6	40点未満	C	1億円未満	C
	70点以上	A	5億円以上	A
	40点以上70点未満	B	1億円以上5億円未満	B
	40点未満	C	1億円未満	C

別表 2 営業種目区分（第1、第2、第5関係）

競争入札に参加することを希望する者の営業種目は、次のとおりとする。

1 物品の営業種目区分

営業種目番号	営業種目名	等級算定表 (別表1の区分)
001	文房具事務用品・図書	表1
002	事務機器・情報処理用機器	表3
003	学校教材・運動用品・楽器	表1
004	什器・家具	表1
005	荒物雑貨	表2
006	工業用ゴム製品	表2
007	繊維・ゴム・皮革製品	表2
008	室内装飾品等	表2
009	家電・カメラ・厨房機器等	表3
010	自動車・自転車	表3
011	燃料・ガス・油脂	表1
012	電車両・軌道用品	表3
013	船舶・航空機	表3
014	理化学機械器具	表3
015	工作用機械器具	表3
016	産業用機械器具類	表3
017	通信用機械器具類	表3
018	農業・建設用機械器具	表3
019	医療用機械器具	表3
020	医薬品・衛生材料・介護用品	表2
021	コンクリート・セメント	表3
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品	表3
023	電線・絶縁材料	表3
024	標識・看板等	表2
025	工業薬品・防疫剤	表3
026	警察・消防・防災用品	表2
027	造園資材	表2
028	百貨店・総合商社	表2
090	その他の物品	表2
099	不用品買受	表2

2 委託・その他の営業種目区分

営業種目番号	営業種目名	等級算定表 (別表1の区分)
101	印刷	表4

102	複写業務	表 4
103	建物清掃	表 7
104	電気・暖冷房等設備保守	表 7
105	警備・受付等	表 6
106	通信施設保守	表 6
107	環境関係測定機器保守	表 6
108	ボイラー清掃	表 6
109	浄化槽・貯水槽清掃	表 6
110	道路・公園管理	表 6
111	害虫駆除	表 6
112	廃棄物処理	表 6
113	管渠きょ清掃	表 6
114	運搬請負	表 5
115	広告代理	表 5
116	ビデオ・スライド製作	表 5
117	航空写真・図面製作	表 7
118	医事業務	表 5
119	病院給食・学校給食	表 5
120	催事関係業務	表 5
121	情報処理業務	表 5
122	検査業務	表 6
123	都市計画・交通関係調査業務	表 6
124	土木・水系関係調査業務	表 6
125	市場・補償鑑定関係調査業務	表 6
126	環境アセスメント関係調査業務	表 6
127	下水道管路内 TV カメラ調査業務	表 5
128	クリーニング	表 5
129	汚泥脱水機ろ布	表 5
130	浄水場・処理場機械運転管理	表 5
131	賃貸業務	表 7
190	その他の業務委託等	表 5
201	ライフライン	—

別表 3 客観的審査事項の付与数値及びそれに基づく等級の格付（第 5 関係）

1 年間総売上高

年間総売上高	付与数値	
	物品（a）	委託（b）
1,000億円以上	60	55
300億円以上1,000億円未満	57	52
100億円以上300億円未満	54	49
50億円以上100億円未満	51	46
30億円以上50億円未満	48	43
20億円以上30億円未満	45	40
10億円以上20億円未満	42	37
7 億円以上10億円未満	39	34
5 億円以上 7 億円未満	36	31
3 億円以上 5 億円未満	33	28
2 億円以上 3 億円未満	30	25
1 億5,000万円以上 2 億円未満	27	22
1 億円以上 1 億5,000万円未満	24	19
5,000万円以上 1 億円未満	21	16
1,000万円以上 5,000万円未満	18	13
1,000万円未満	15	10

2 自己資本額

自己資本額	付与数値（c）
30億円以上	10
6 億円以上30億円未満	9
2 億円以上 6 億円未満	8

1億円以上2億円未満	7
5,000万円以上1億円未満	6
3,000万円以上5,000万円未満	5
1,500万円以上3,000万円未満	4
300万円以上1,500万円未満	3
1円以上300万円未満	2
1円未満	0

3 従業員数

従業員数	付与数値（d）
1,000人以上	5
500人以上1,000人未満	4
100人以上500人未満	3
30人以上100人未満	2
30人未満	1

4 流動比率

流動比率	付与数値（e）
200%以上	20
140%以上200%未満	18
130%以上140%未満	16
120%以上130%未満	14
110%以上120%未満	12
100%以上110%未満	10
90%以上100%未満	8
80%以上90%未満	6
60%以上80%未満	4
60%未満	2

（注）

- (1) 流動資産（分子）が「0」のときは、付与数値は0点とする。
 (2) 流動負債（分母）が「0」のときは、付与数値は20点とする。
 (3) 流動資産（分子）及び流動負債（分母）が共に「0」のときは、付与数値は0点とする。

5 営業年数

営業年数	付与数値（f）
50年以上	10
40年以上50年未満	9
30年以上40年未満	8
25年以上30年未満	7
20年以上25年未満	6
15年以上20年未満	5
10年以上15年未満	4
5年以上10年未満	3
1年以上5年未満	2
1年未満	0

6 総合数値の計算式

- (1) 「物品の買入れ」営業種目番号1～99 総合数値＝（a）＋（c）＋（e）＋（f）
 (2) 「委託・その他」営業種目番号101～190 総合数値＝（b）＋（c）＋（d）＋（e）＋（f）

◎世田谷区告示第231号

平成22年4月30日世田谷区告示第338号の全部を次のように改正する。

令和7年3月31日

世田谷区長 保坂展人

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、世田谷区が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加

する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について次のように定めた。

第1 用語の定義

令和7年3月31日世田谷区告示第230号

（以下「告示第230号」という。）第1と同一とする。

第2 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする組合は、次により申請を行わなければならない。

1 申請

組合の登録申請の条件は、告示第230号と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする営業種目について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

申請は、下記の組合売上高審査方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査

◎世田谷区公告第22号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和7年3月13日 世田谷区長 保坂展人 <table><tr><td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td><td>2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名</td></tr><tr><td>東京都世田谷区奥沢二丁目336番2の一部343番2の一部</td><td>東京都渋谷区南平台町5番6号東急株式会社代表取締役 堀江正博</td></tr></table>		1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名	東京都世田谷区奥沢二丁目336番2の一部343番2の一部	東京都渋谷区南平台町5番6号東急株式会社代表取締役 堀江正博	東京都世田谷区八幡山三丁目150番2の一部150番54151番7の一部151番15の一部151番17151番19の一部151番21の一部151番22151番25の一部 東京都世田谷区八幡山三丁目18番5号島田 新司	2 事件名 令和7年第5号及び令和7年第5号の2 東京都都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第13号線のための土地収用事件 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目 東京都世田谷区松原一丁目1778番17 宅地 4 縦覧場所 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号 世田谷区道路・交通計画部交通政策課 5 縦覧期間 令和7年3月19日から同年4月2日まで																																																						
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名																																																												
東京都世田谷区奥沢二丁目336番2の一部343番2の一部	東京都渋谷区南平台町5番6号東急株式会社代表取締役 堀江正博																																																												
◎世田谷区公告第23号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和7年3月14日 世田谷区長 保坂展人 <table><tr><td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td><td>2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名			◎世田谷区公告第24号 東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。 令和7年3月19日 世田谷区長 保坂展人 1 起業者の名称 東京都	◎世田谷区公告第25号 世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）第14条第4項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 令和7年3月25日 世田谷区長 保坂展人																																																						
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名																																																												
<table><tr><th rowspan="2">施設の名称</th><th colspan="2">指定管理者</th><th rowspan="2">指定の期間</th></tr><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>世田谷区立駒沢生活実習所</td><td>社会福祉法人武蔵野会</td><td>東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立桜上水福祉園</td><td>社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</td><td>東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立奥沢福祉園</td><td>社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</td><td>東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立九品仏生活実習所</td><td>社会福祉法人武蔵野会</td><td>東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立九品仏生活実習所中町分場</td><td>社会福祉法人武蔵野会</td><td>東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立千歳台福祉園</td><td>社会福祉法人せたがや檜の木会</td><td>東京都世田谷区代田一丁目29番5号</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立給田福祉園</td><td>社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</td><td>東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ</td><td>社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</td><td>東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立下馬福祉工房</td><td>社会福祉法人せたがや檜の木会</td><td>東京都世田谷区代田一丁目29番5号</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立玉川福祉作業所</td><td>社会福祉法人大三島育徳会</td><td>東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場</td><td>社会福祉法人大三島育徳会</td><td>東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立砧工房</td><td>社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</td><td>東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr><tr><td>世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム</td><td>社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会</td><td>東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）</td><td>令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr></table>				施設の名称	指定管理者		指定の期間	名称	所在地	世田谷区立駒沢生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立桜上水福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立奥沢福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立九品仏生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立千歳台福祉園	社会福祉法人せたがや檜の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立給田福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立下馬福祉工房	社会福祉法人せたがや檜の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立玉川福祉作業所	社会福祉法人大三島育徳会	東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	社会福祉法人大三島育徳会	東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立砧工房	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで	世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
施設の名称	指定管理者		指定の期間																																																										
	名称	所在地																																																											
世田谷区立駒沢生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立桜上水福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立奥沢福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立九品仏生活実習所	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	社会福祉法人武蔵野会	東京都八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階201	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立千歳台福祉園	社会福祉法人せたがや檜の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立給田福祉園	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立下馬福祉工房	社会福祉法人せたがや檜の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立玉川福祉作業所	社会福祉法人大三島育徳会	東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	社会福祉法人大三島育徳会	東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立砧工房	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号（オークラヤビル内）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで																																																										
◎世田谷区公告第26号 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）第7条第4項の規定		により、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。	令和7年3月27日 世田谷区長 保坂展人																																																										

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立玉川区民会館	株式会社世田谷サービス公 社	東京都世田谷区世田谷一丁目23 番 2 号 D S 第 1 ビル	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで
世田谷区立玉川区民会館別 館	株式会社世田谷サービス公 社	東京都世田谷区世田谷一丁目23 番 2 号 D S 第 1 ビル	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

◎世田谷区公告第27号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者、
予防接種を行う期間及び予防接種を受
けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり
- 2 予防接種を行う場所
別紙のとおり

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第 5 号

世田谷区教育委員会会計年度任用講師の
任用等に関する規則の一部を改正する規
則

世田谷区教育委員会規則第 6 号

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に
関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第 7 号

世田谷区学校給食費に関する規則の一部
を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第 8 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

世田谷区教育委員会規則第 9 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第10号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第11号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行
規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用講
師の任用等に関する規則の一部を改
正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用講師の
任用等に関する規則（令和元年12月世田
谷区教育委員会規則第24号）の一部を次
のように改正する。

第 3 条第 5 項各号列記以外の部分中「要
件」の次に「（前年度に公募による選考で任
用された者）にあっては、第 1 号から第 4 号
までに掲げる要件」を加え、同項第 5 号中
「前々年度及び前年度に会計年度任用講師
に任用されていた者）にあっては、当該任用

されていた期間における人事評価の結果が
良好である」を「直近 2 回の人事評価の結
果（会計年度任用講師の職に任用されてい
た期間のものに限る。）が不良でない」に改
める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用講師の任期が前項に規定
する期間に満たない場合には、教育委員
会が別に定めるところにより、当該会計
年度任用講師の勤務実績を考慮した上で、
当該期間の範囲内において、その任期を
更新することができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行
する。

世田谷区教育委員会非常勤職員の設
置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に
関する規則（平成 2 年 3 月世田谷区教育委
員会規則第 2 号）の一部を次のように改正
する。

第 3 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に
改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行
する。

世田谷区学校給食費に関する規則の
一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則（平成
28年12月世田谷区教育委員会規則第21号）
の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「244円」を「313円」に改
め、同表 2 の項中「272円」を「349円」に
改め、同表 3 の項中「294円」を「377円」
に改め、同表 4 の項中「313円」を「401円」
に改め、同表 5 の項中「337円」を「432円」
に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行
する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する条例施行規則（平成12年 3 月世
田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次
のように改正する。

第 8 条の 2 第 7 項第 2 号中「、条例第11
条の 2 第 1 項の規定による請求にあっては
3 歳に、条例第11条の 3 第 1 項の規定によ
る請求にあっては」を削る。

第13条第 2 項第 4 号中「定める職員に準
ずる」を「掲げる職員に準ずる者として」
に改める。

第29条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁
刑」に改める。

第29条の 2 の見出しを「（子の看護等休暇）」
に改め、同条第 1 項中「子の看護休暇」を
「子の看護等休暇」に、「9 歳」を「満12歳」
に、「を養育する」を「又は満12歳に達する
日以後の最初の 4 月 1 日から満18歳に達す
る日以後の最初の 3 月31日までの間にある
次に掲げる子（以下「障害児等」という。）
を養育する」に、「看護（）」を「看護等（」
に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」
を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法
律第56号）第20条の規定による学校の休業
その他これに準ずる事由に伴う当該子の世
話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保
育に係る行事への参加をする」に、「第 4 項」
を「第 6 項」に改め、同項に次の各号を加
える。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第
283号）第15条の規定により交付された
身体障害者手帳、厚生労働大臣が定め
るところにより交付された療育手帳若
しくは東京都知事が定めるところによ
り交付された愛の手帳又は精神保健及
び精神障害者福祉に関する法律（昭和
25年法律第123号）第45条の規定によ
り交付された精神障害者保健福祉手帳を
有する子

(2) 治療方法が確立していない疾病その
他の特殊の疾病であって障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律（平成17年法律第123号）第
4 条第 1 項の政令で定めるものによる
障害の程度が同項の主務大臣が定める
程度である子

(3) 児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に定め
る小児慢性特定疾病にかかっている子

(4) 医療的ケア児及びその家族に対する
支援に関する法律（令和 3 年法律第81
号）第 2 条第 2 項に規定する医療的ケ
ア児

(5) 前各号に掲げる子に準ずる子として
教育委員会が定める子

第29条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定
中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」
に改め、同条第 6 項中「子の看護休暇」を
「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護
等を」に改める。

第30条の 2 第 3 項中「よる部分休業」の
次に「又は条例第18条の 3 第 1 項の規定に
よる子育て部分休暇」を、「当該部分休業」
の次に「又は当該子育て部分休暇」を加え、
同条の次に次の 5 条を加える。

（子育て部分休暇）

第30条の 3 子育て部分休暇は、正規の勤
務時間の始め又は終わりに、1 日につき
2 時間を超えない範囲内で、30分を単位
として承認する。

2 条例第18条の3第1項の規則で定める子は、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等とする。

3 職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の申請は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

8 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

(3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により届け出ることができる。

(対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第30条の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 条例第11条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限

(2) 条例第11条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

(3) 条例第11条の3第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

(4) 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇

(5) 条例第18条第1項に規定する介護休暇

(6) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間

第30条の5 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護両立支援制度等

(2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第18条の4第1項又は第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の6 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

(勤務環境の整備に関する措置)

第30条の7 条例第18条の5第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

(2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第31条中「及び前2条」を「、第30条及び第30条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第29条第3項第1号の改正規定 令和7年6月1日

(施行前の準備)

2 この規則による改正後の第30条の3の規定による子育て部分休暇の申請は、令和7年4月1日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「修学部分休業」の次に「(以下「修学部分休業」という。)」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「(以下「高齢者部分休業」という。)」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間」を「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「修学部分休業」の次に「(以下「修学部分休業」という。)」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「(以下「高齢者部分休業」という。)」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「若しくは」を「、」に改め、「介護時間」という。の次に「若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則（平成28年2月世田谷区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この」を「前項に定めるもののほか、この」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この規則において「教育・保育給付認定子ども」とは、条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

第6条第6項中「預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」を「認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書」に改める。

第7条第4項中「第6号様式」を「第6号様式の(1)(2)」に、「第7号様式」を「第7号様式の(1)(2)」に改める。

第6号様式及び第7号様式を削り、第5号様式の次に次の4様式を加える。

様式省略

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び第6条第6項の改正規定公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和7年4月1日

次に掲げる規則を公布する。

令和7年3月27日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第12号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第13号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第14号

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第15号

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「教育研究・ICT推進課」を「教育DX推進担当課」に改める。

第5条第4項及び第6項中「教育研究・ICT推進課」を「教育DX推進担当課」に改める。

第7条第1項の表教育総務課の部調整係の項第15号中「子どもの権利擁護委員」を「子どもの権利擁護委員」に改め、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

2 学校教育部長、事務局内の各課等（学校職員課、教育指導課、学務課及び地域学校連携課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。

第7条第3項の表以外の部分を次のように改める。

3 教育総合センター長、事務局内の各課等（教育相談課、教育DX推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。

第7条第3項の表教育相談課の部教育総合センター管理係の項第1号及び第6号中「教育研究・ICT推進課」を「教育DX推進担当課」に改め、同部教育相談係の項第4号を削り、同項の次に次のように加える。

学びの多様化学校準備担当係長

- (1) 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置及び維持運営に関すること。
- (2) 分教室の維持運営に関すること。

不登校支援担当係長

- (1) 不登校児童・生徒の支援に関すること。

第7条第3項の表教育研究・ICT推進課の部中「教育研究・ICT推進課」を「教育DX推進担当課」に改め、同部教育ICT推進担当係長の項中「教育ICT推進担当係長」を「教育DX推進担当係長」に改め、同項第4号中「課内他の担当係長等」を「指導主事」に改め、同部教育研究・研修推進担当係長の項を削り、同部指導主事の項第2号中「教職員の研修計画」を「区立幼稚園及び区立学校の情報化」に改め、同表事業推進担当課の部事業推進担当係長の項第1号中「教育研究・ICT推進課」を「教育DX推進担当課」に改め、同項の次に次のように加える。

教育研究・研修推進担当係長

- (1) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。
- (2) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 課内他の担当係長等に属しないこと。

第7条第3項の表事業推進担当課の部指導主事の項第2号中「教育に関する調査及び研修」を「教職員の研修計画」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1学校包括支援員の項中「学校包括支援員」を「インクルーシブ教育支援員」に改め、同表主任教育相談員の項職務の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表スクールソーシャルワーカーの項職務の

欄第5号を削り、同表認定こども園事務補助員の項及び認定こども園保育支援員の項を削る。

別表第2学校包括支援員の項中「学校包括支援員」を「インクルーシブ教育支援員」に改め、同表認定こども園事務補助員の項及び認定こども園保育支援員の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区立図書館館則一部を改正する規則

世田谷区立図書館館則（昭和57年6月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2号様式及び第3号様式の規定は、令和7年10月1日以後に世田谷区立図書館条例（昭和41年10月世田谷区条例第44号）第8条のプラネタリウム（以下「プラネタリウム」という。）を観覧しようとする者について適用し、同日前にプラネタリウムを観覧しようとする者については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則（平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第14条中「教育研究・ICT推進課長」を「教育DX推進担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示（教）

◎世田谷区教育委員会告示第2号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

世田谷区教育委員会

本則の表を次のように改める。

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
スクールカウンセラー	月額	104,951円から215,085円までの額	20,990円から43,017円までの額	125,941円から258,102円までの額

世 田 谷 区 公 報

令和 7 年 4 月 21 日（第 769 号）

インクルーシブ教育支援員	月額	180,800円から185,295円までの額	36,160円から37,059円までの額	216,960円から222,354円までの額
心理教育相談員	月額	103,619円から212,495円までの額	20,723円から42,499円までの額	124,342円から254,994円までの額
教育相談員	月額	197,561円	39,512円	237,037円
伝統工芸指導員	月額	113,000円	22,600円	135,600円
河口湖林間学園管理補助員	月額	163,170円		163,170円
学校給食栄養管理嘱託員	月額	188,283円	37,656円	225,939円
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	月額	115,062円	23,012円	138,074円
就学相談員	月額	148,171円から197,561円までの額	29,634円から39,512円までの額	177,805円から237,073円までの額
特別支援学級支援員	月額	161,789円	32,357円	194,146円
図書館嘱託員	月額	81,105円から170,514円までの額	16,221円から34,102円までの額	97,326円から204,616円までの額
図書館業務員	月額	51,096円から85,161円までの額	10,219円から17,032円までの額	61,315円から102,193円までの額
学校警備嘱託員	月額	148,185円から155,147円までの額	29,637円から31,029円までの額	177,822円から186,176円までの額
学校業務嘱託員	月額	97,000円から155,200円までの額	19,400円から31,040円までの額	116,400円から186,240円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	86,752円から93,982円までの額	17,350円から18,796円までの額	104,102円から112,778円までの額
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	187,182円から207,238円までの額	37,436円から41,447円までの額	224,618円から248,685円までの額
学芸研究員	月額	180,800円から184,380円までの額	36,160円から36,876円までの額	216,960円から221,256円までの額
社会教育指導員	月額	188,800円から193,219円までの額	37,760円から38,643円までの額	226,560円から231,862円までの額
学校給食栄養管理補助員	月額	86,193円から120,670円までの額	17,238円から24,134円までの額	103,431円から144,804円までの額
学校給食事務補助員	時給	1,436円	287円	1,723円
	月額	72,995円	14,599円	87,594円
非常勤講師	時給	1,728円から2,379円までの額	345円から475円までの額	2,073円から2,854円までの額
学校警備補助員	日額	2,420円から23,906円までの額	484円から4,781円までの額	2,904円から28,687円までの額
学校業務補助員	月額	72,626円から150,095円までの額	14,525円から30,019円までの額	87,151円から180,114円までの額
幼稚園業務補助員	月額	84,731円	16,946円	101,677円
学校事務アシスタント	月額	72,995円から116,792円までの額	14,599円から23,358円までの額	87,594円から140,150円までの額
学校事務嘱託員	時給	1,216円	243円	1,459円
	月額	94,623円から151,397円までの額	18,924円から30,279円までの額	113,547円から181,676円までの額
学びの多様な学校（不登校特例校）分教室養護教諭	月額	127,132円	25,426円	152,558円
教育相談専門指導員	月額	114,133円から274,584円までの額	22,826円から54,916円までの額	136,959円から329,500円までの額
主任教育相談員	月額	220,342円	44,068円	264,410円
スクールソーシャルワーカー	月額	207,237円から212,494円までの額	41,447円から42,498円までの額	248,684円から254,992円までの額
はっとスクール指導員	月額	188,800円から193,219円までの額	37,760円から38,643円までの額	226,560円から231,862円までの額
自然教育指導員	月額	180,800円	36,160円	216,960円
幼稚園・認定こども園事務補助員	月額	48,663円	9,732円	58,395円
幼稚園・認定こども園補助員	月額	52,490円から113,729円ま	10,498円から22,745円ま	62,988円から136,474円ま

（介助）		での額	での額	での額
認定こども園保育員	月額	143,454円	28,690円	172,144円
認定こども園嘱託介助員	月額	163,303円	32,660円	195,963円
幼稚園教育嘱託員	月額	69,987円から127,580円までの額	13,997円から25,516円までの額	83,984円から153,096円までの額
預かり保育補助員	月額	32,442円	6,488円	38,930円
教育支援嘱託員	月額	159,161円から201,066円までの額	31,832円から40,213円までの額	190,993円から241,279円までの額
養護教諭（代替）	月額	127,132円	25,426円	152,558円
学校医療的ケア看護師	月額	25,226円から198,658円までの額	5,045円から39,731円までの額	30,271円から238,389円までの額
スクール・サポート・スタッフ	月額	85,161円から116,792円までの額	17,032円から23,358円までの額	102,193円から140,150円までの額
歴史専門調査員	月額	188,800円から193,219円までの額	37,760円から38,643円までの額	226,560円から231,862円までの額
新ＢＯＰ事務局長	月額	183,594円	36,718円	220,312円
就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	72,995円から85,161円までの額	14,599円から17,032円までの額	87,594円から102,193円までの額
就学事務補助員	月額	97,327円	19,465円	116,792円
教育指導課事務補助員	月額	103,410円	20,682円	124,092円
日勤講師	月額	200,788円から280,669円までの額	40,157円から56,133円までの額	240,945円から336,802円までの額
副校長補佐	月額	114,334円	22,866円	137,200円
学級経営支援教員	月額	166,425円	33,285円	199,710円
三宿中学校夜間学級支援教員	月額	200,788円	40,157円	240,945円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 甲（議）

◎世田谷区議会議長訓令甲第 1 号
区 議 会 事 務 局
世田谷区議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年 3 月世田谷区議会議長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 3 月 24 日
世田谷区議会議長
おぎの けんじ
第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第 10 号中「番号」の次に「又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第 11 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 14 号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。
第 8 条第 7 項第 1 号中「報酬又は」を「報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改め、同項第 2 号中「給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第 11 条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附 則
この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の世田谷区議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の世田谷区議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

◎世田谷区議会議長訓令甲第 2 号
区 議 会 事 務 局
世田谷区議会事務局非常勤職員規程（昭和 40 年 5 月世田谷区議会議長訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 3 月 24 日
世田谷区議会議長
おぎの けんじ
第 3 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則
この訓令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 2 号
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第 4 号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
令和 7 年 3 月 3 日
世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 3 号
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定における令和 7 年 3 月 3 日調製の選挙人名簿登録者総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
令和 7 年 3 月 3 日
世田谷区選挙管理委員会
50 分の 1 の数 15,479
6 分の 1 の数 128,988
40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 195,655

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 4 号
選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項（第 30 条の 12 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
令和 7 年 3 月 3 日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 5 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「条例」という。）第3条から第

5条までの規定に基づき、会計年度任用職員（条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬の額を定め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）

第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月3日

世田谷区選挙管理委員会

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	4,866円	973円	5,839円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの勤務の実績に対する報酬の支給について適用する。

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 6 号

世田谷区選挙管理委員会規程第3条の規定により、次の者が世田谷区選挙管理委員会の委員長に選挙された。

令和7年3月31日

世田谷区選挙管理委員会

住 所 世田谷区桜新町1丁目8番9号

氏 名 菅沼 勉

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第 3 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第20回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和7年3月18日

世田谷区農業委員会会長 六戸 幸 男

- 開催日時 令和7年3月24日（月）午後3時00分
- 開催場所 三軒茶屋しゃれなあどホール スワン・ビーナス
- 審議事項
 - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - 第3号議案 その他の事項について

告 示（監）

◎世田谷区監査委員告示第 3 号

令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和7年3月7日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 市 川 穰
同 下 山 芳 男
同 高 橋 昭 彦

改善要望事項に対する措置状況

- 法令を遵守した適正な支出事務を求めるもの

【改善要望事項】

建築審査会における委員への費用弁償について、委員のうち近接地外の居住地から出席している1名に対し、条例に規定されていない日当1,500円を含めて支出していたことが判明した。附属機関の構成員への報酬等は、条例で規定されており、その規定に反した支給は極めて不適切である。また、審査会委員に対する報酬等の支出においては、年度当初及び実際の支出時には、支出対象者、金額、支出方法、支出科目等について所属長を決定権者とする事案決定を行っているが、決定関与者、決定権者ともに不適切な支出を見落としていた。さらに、時効完成前の過去5年間に遡る過誤払い分延べ58回計87,000円分の返還を、令和6年度に支給予定の費用弁償を過誤払い分相当額まで支給しない方法により進めている。しかし、現年度の返納は元の歳出科目に戻すべきであり、出納閉鎖期間を過ぎて返納されるものは新年度の雑入として調定し歳入管理すべきである。

今後、同様の事案が繰り返されることのないよう、前例にとられることなく、根拠法令の確認や順守の徹底はもちろんのこと、執行にあたっての事案決定行為や支出事務において見落とし等のないよう、適正な事務処理を徹底されたい。

【措置状況】

都市整備政策部都市計画課

事案決定時に不適切な支出を決定関与者、決定権者ともに見落としていたとの指摘については、指摘後ただちに課長を座長とする係長会を開催し、指摘内容を共有するとともに、今後の事案決定にあたっては、決定関与者に対し、前例にとられることなく根拠法令や事務手順の確認を徹底し手続きを適正に実施するよう、再度所属長を通じて指示すると共に、決定権者に対しても決定関与者の確認が徹底されているか十分確認するよう、改めて指示した。

出納閉鎖期間を過ぎて返納されるものは新年度の雑入として調定し歳入管理すべきとの指摘については、関係所管と協議のうえ、歳入科目新設、調定、振替という手続きを取り、歳入管理することとした。

- 適正な契約事務を求めるもの

【改善要望事項】

備品の購入において、OAスチールロッカーの購入単価に、机、椅子の引き取

り費用及び当初見積書では含まれていなかった既存ロッカーの固定費用が含まれており、当初の契約時とは内容・金額が異なった状態で支払いまでを完了させている。加えて、備品管理上も実態と異なる価格で記録している。

会計において、正しい区分にて業務を処理し、正しい決算につなげていくことこそ基本であり、その観点から見ても誠に遺憾である。

会計業務に携わる担当者及び管理・監督者は区規則等に則した事務の執行を心掛け、不適切な事務執行とならないように事務管理を徹底されたい。

【措置状況】

学校教育部地域学校連携課

指摘の備品購入時の契約から支払い、備品登録の誤りについては、職員が契約、支出等の知識に習熟していないため生じたものである。

課内職員へは7月に職場内OJTを実施し、新BOP職員に対しては、令和6年度第2回新BOP事務局長会において、指摘事項について共有した上で、契約、発注の概念・注意点等にあわせ、契約内容と異なる発注を行うことはできないことについて、周知徹底を図った。

また、備品の管理については、課の運用を変更し、備品購入の際は、請書兼請求書で対応できる案件であっても、必ず所管課契約チェックシートを作成し、見積書と合わせ起案決定するルールとし、課内で周知徹底を図り、実行している。

今後はこのようなことがないように、定期的に課内で確認を図っている。